あま市地域防災計画

一地震•津波災害対策計画一

(平成31年2月修正)

目次		
第1編	総 則	1
第1章	計画の目的	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の構成	3
第2章	あま市の特質と災害要因	4
第1節	自然的条件	4
第2節	愛知県における既住の地震とその被害	6
第3節	社会的条件	8
第3章	被害想定及び減災効果	9
第1節	基本的な考え	9
第2節	地震・津波被害の予測及び減災効果	9
第4章	基本理念及び重点を置くべき事項	18
第1節	防災の基本理念	18
第2節	重点を置くべき事項	19
第5章	各機関の処理すべき事務又は業務の大網	21
第1節	実施責任者	21
第2節	処理すべき事務又は業務の大網	22
第2編	災害予防	34
第1章	防災協働社会の形成推進	34
第1節	防災協働社会の形成推進	35
第2節	自主防災組織・ボランティアとの連携	36
第3節	企業防災の促進	39
第2章	建築物等の安全化	42
第1節	建築物の耐震推進	43
第2節	交通関係施設等の整備	45
第3節		
第4節	文化財の保護	56
第5節		
第3章	都市の防災性の向上	58
第1節	都市計画マスタープラン等の策定	59
第2節	防災上重要な都市施設の整備	59
第3節	建設物の不燃化の促進	60
第4節	市街地の面的な整備・改善	60
第4章	液状化対策	62
第1節	土地利用の適正誘導	62

第2節	液状化対策の推進	63
第3節	宅地造成の規制誘導	63
第4節	被災宅地危険度判定の体制整備	63
第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	64
第1節	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	64
第6章	避難行動の促進対策	69
第1節	津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備	70
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	70
第3節	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	71
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	72
第5節	避難に関する意識啓発	73
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	75
第1節	避難所の指定・整備	76
第2節	要配慮者支援対策	77
第3節	帰宅困難者対策	81
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	82
第1節	火災予防対策に関する指導	83
第2節	消防力の整備強化	84
第3節	危険物施設防災計画	84
第4節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	85
第5節	毒物劇物取扱施設防災計画	85
第9章	津波等予防対策	86
第1節	津波対策に係る地域の指定等	87
第2節	津波防災体制の充実	87
第3節	津波防災知識の普及	88
第4節	津波等防災事業の推進	89
第5節	地盤沈下の防止	90
第10章	広域応援体制の整備	91
第1節	広域応援体制の整備	91
第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	91
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	91
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	92
第1節	防災訓練の実施	93
第2節	防災のための意識啓発・広報	96
第3節	防災のための教育	98
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	100
第12章	震災に関する調査研究の推進	101
第1節	震災に関する調査研究の推進	101

第3編	災害応急対策	104
第1章	活動態勢(組織の動員配備)	104
第1節	i 災害対策本部の設置・運営	105
第2節	i 職員の派遣要請	109
第3節	i 災害救助法の適用	109
第2章	避難行動	110
第1節	i 津波警報等の伝達	111
第2節	i 避難の指示	113
第3節	i 住民等の避難誘導	114
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	115
第1節	i 被害状況等の収集・伝達	116
第2節	i 通信手段の確保	120
第3節	i 広報	120
第4章	応援協力・派遣要請	122
第1節	i 応援協力	123
第2節	i 応援部隊等による広域応援等	123
第3節	i 自衛隊の災害派遣	123
第4節	i ボランティアの受入	123
第5節	i 防災活動拠点の確保	123
第6節	i 南海トラフ地震の発生時における広域受援	124
第5章	救出・救助対策	126
第1節	i 救出・救助活動	126
第2節	i 愛知県防災ヘリコプターの活用	127
第6章	消防活動・危険性物質対策	128
第1節	i 消防活動	129
第2節	i	132
第3節	i 毒物劇物取扱施設対策計画	132
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	134
第1節	i 医療救護	134
第2節	i 防疫・保健衛生	134
第8章	交通の確保・緊急輸送対策	135
第1節	i 道路交通規制等	136
第2節	i 道路施設対策	137
第3節	i 鉄道施設対策	138
第4節	i 緊急輸送手段の確保	139
第9章	浸水・津波対策	140
第1節	i 浸水対策	140
第2節	i 津波対策	141

第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	143
第1節	避難所の開設・運営	144
第2節	要配慮者支援対策	145
第3節	帰宅困難者対策	145
第11章	水・食品・生活必需品等の供給	147
第1節	給水	147
第2節	食品の供給	148
第3節	生活必需品の供給	148
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	149
第1節	環境汚染防止対策	149
第2節	地域安全対策	149
第13章	遺体の取扱い	150
第1節	遺体の捜索	150
第2節	遺体の処理	150
第3節	遺体の埋火葬	150
第14章	ライフライン施設等の応急対策	151
第1節	電力施設対策	153
第2節	ガス施設対策	155
第3節	上水道施設対策	158
第4節	下水道施設対策	159
第5節	通信施設の応急措置	160
第6節	郵便業務の応急措置	160
第15章	住宅対策	161
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	162
第2節	被災住宅等の調査	163
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	163
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	163
第5節	住宅の応急修理	163
第6節	障害物の除去	164
第16章	学校における対策	165
第1節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	166
第2節	教育施設及び教職員の確保	166
第3節	応急な教育活動についての広報	167
第4節	教科書・学用品等の給与	167
第4編	災害復旧・復興	169
第1章	復興体制	169
第1節	復興計画等の策定	169
第2節	職員派遣要請	169

第2章	公共施設等災害復旧対策	170
第1節	公共施設災害復旧事業	170
第2節	激甚災害の指定	170
第3節	暴力団等への対策	170
第3章	災害廃棄物処理対策	171
第1節	災害廃棄物処理対策	171
第4章	震災復興都市計画の手続き	172
第1節	第一次建築制限	172
第2節	第二次建築制限	173
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	173
第5章	被災者等の生活再建等の支援	174
第1節	罹災証明書の交付等	174
第2節	被災者への経済的支援等	174
第3節	住宅等対策	174
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	175
第1節	商工業の再建支援	175
第2節	農林水産業の再建支援	175
第5編 東	『海地震に関する事前対策	176
第1章	対策の意義及び東海地震に関連する情報	176
第1節	東海地震に関する事前対策の意義	176
第2節	東海地震に関連する情報	176
第2章	地震災害警戒本部の設置等	179
第1節	地震災害警戒本部の設置等	180
第2節	警戒宣言発令時の情報伝達	180
第3節	警戒宣言発令時の広報	182
第4節	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	184
第3章	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	186
第1節	主要食糧、医薬品等の確保	187
第2節	災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	187
第4章	発災に備えた直前対策	191
第1節	避難対策	194
第2節	消防、浸水等対策	196
第3節	社会秩序の維持対策	196
第4節	道路交通対策	197
第5節	鉄道	200
第6節	バス	201
第7節	飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	201
第8節	生活必需品の確保	204

第9節	金融対策	204
第10節	節 郵便事業対策	206
第111	節 病院、診療所	206
第121	节 百貨店等	207
第13節	節 緊急輸送	207
第14節	・警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	208
第5章	市が管理又は運営する施設に関する対策	209
第1節	道路	209
第2節	河川	210
第3節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	210
第4節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	212
第5節	工事中の建築物等に対する措置	212
第6章	他機関に対する応援要請	213
第1節	防災関係機関に対する応援要請等	213
第2節	自衛隊の地震防災派遣	213
第7章	住民の取るべき措置	215
第1節	家庭においてとるべき措置	216
第2節	職場においてとるべき措置	216
第6編 南	F海トラフ地震に関する事前対策	218
第1章	南海トラフ地震に関連する情報	218
第1節	南海トラフ地震に関連する情報	218
第2節	「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の発表に伴う措置	218

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に 対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災 関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図 ることにより、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的と する。

また、この計画の目的を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定めるものと する。

- (1) 市の地域に係る市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 地震災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画

第2節 計画の性格

1 地域防災計画—地震・津波災害対策計画—

(1) この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第42条の規定に基づき作成されている「あま市地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画編」として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

なお、風水害等災害対策計画編と内容に変更のない計画については、風水害等災害対策計 画編の計画を準用することとした。

- (2) 住民の生命、身体及び財産を守るため、市、防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、市、防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 市、防災関係機関が実施計画を作成することなどにより具体化を図るものとするが、本市をとりまく諸条件の変化を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。

2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の地方公共団体は地域防災計画において、

- ① 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- ② 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ③ 東海地震に係る防災訓練に関する事項

④ 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画 と呼んでいるが、この計画においては、①を第5編「東海地震に関する事前対策」で定め、 ②から④までの事項については第2編「災害予防」で定めるものとする。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)(以下「南海トラフ地震特別措置法」という。)第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下この章において「推進地域」という。)の地方公共団体は地域防災計画において、

- ① 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係 指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては、本市には津波のおそれがないため②の計画以外の計画について、第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。

なお、本市は、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定されている。(平成26年3月28日現在)

4 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 住民の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 住民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

5 他の計画との関係

この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水

防計画」、「あま市総合計画」及び「愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画、地震・津波 災害対策計画及び原子力災害対策計画)」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の 基本の柱でこの計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編 総則		大規模地震の被害想定、基本理念及び災害予防重点を置
		くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大網 等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧。復興に向けた対策 等
第5編	東海地震に関する事前対策	H29.11.1 から発表をやめ、「南海トラフ地震(震源域で
		M7以上)に関する情報」(臨時)を出す。

第2章 あま市の特質と災害要因

第1節 自然的条件

1 あま市の地形

本市は、木曽川水系や庄内川水系によって形成された沖積層が厚く、肥沃な土壌となっている。一方で軟弱な地盤のため、地震発生時の危険が高い地域でもある。地勢は濃尾平野南東部にあり、ほぼ全域が海抜ゼロメートル地帯となっており、標高は1メートル未満で、市全域が起伏のほとんどない平坦地である。

2 濃尾平野の地層

あま市を含む濃尾平野を形成している各地層は、次のとおりである。

(1) 南陽層

洪積世の最終氷期であるヴュルム氷期(約2万年前)海面最低期以後、海面の上昇に伴って、海が内陸に侵入し、その海に堆積したものである。厚さは $30\sim40\,\mathrm{m}$ で、上部と下部に分かれる。

上部は乳青灰色の均質な中〜細粒砂からなっている。中粒砂と細粒砂とは漸移的に互層をなし、ところどころにシルト層腐植層を挟み、N値(硬さ)は $5\sim35$ を示し層厚は約10mある。下部は青灰色のシルト層で局部的に中粒砂を薄く挟み、このシルト層の固結度が低く、採取したものもすぐ崩れる。また、極めて軟弱で、N値は、 $0\sim4$ を示し多量の二枚貝化石が認められる。最下部には、海棲貝化石を含む細砂が分布している。

(2) 濃尾層

濃尾層は、海抜マイナス 20m以深の地域に分布し、灰色の細砂からなる。N値は $34\sim52$ とかなり締まっており、沖積層とは区別できる。

(3) 第一礫層

第一礫層は、最終氷期の海面低下期につくられた開析谷中に堆積した河床礫である。 この礫層は、最大径 30 cm程度の巨礫を含むものである。大半の礫径は、2~12 cm程度で、 礫は水磨されて丸味を帯び、礫種は、濃飛流紋岩・砂岩・チャート・ホルンフェルス・花崗 岩などで、なかでも濃飛流紋岩が多い。

(4) 熱田層

約10万年前(リス氷期とヴュルム氷期に挟まれた間氷期)は、現在よりもかなり暖かく、 そのため、氷河地域の氷が融け、海水量が増え、海は、現在の濃尾平野全域に拡がった。熱 田層は、この湾入した海底に堆積した粘土を主体とする地層である。

この地層は、地層の特徴から上部、下部に分けられ、上部は砂・シルト・粘土が互層をな し、全体として砂層が厚い。御岳起源の軽石が、まれに挟在することもある。

(5) 第二礫層

第二礫層は、巨〜大礫を含む砂礫層で、礫種は、濃飛流紋岩・石英・石英班岩・チャートなどであり、第一礫層に比べ表面が、わずかに風化されている。

(6) 海部累層

海部累層は、明瞭な厚さ約 $10\sim15$ mの礫層を持つ砂が優勢なシルト砂の互層からなる。上部の礫層は、大礫が多く濃飛流紋岩・チャートからなり、下部の礫層は、やや礫径が小さくなり礫種は不明である。砂、シルト層の厚さは $5\sim10$ m前後で青灰色を示す。

(7) 第三礫層

第三礫層は、大礫を含む砂礫層で、10 cm厚程度の砂の薄層を挟み、礫種は、第二礫層と酷似する。

(8) 八事層

八事層最上部には径 4 cmの砂礫層があり、その下位に径 $5\sim10$ cm、まれには径 20 cmにも及ぶ礫を含む砂礫層が続く、ところどころに約 10 cm厚の砂層が挟まれる。

(9) 八事層以深

八事層以深の地層は、濃尾平野周辺の地層の分布から推定したもので、長島温泉の超深層 ボーリング資料から東海層群の存在と一部一志層群らしい地層の存在が推定されているにす ぎない。

3 地盤分類

地盤とは、地表面下のある深さまでの地質のうち、特に構造物などの支持力に関する性質を 総合したものをいうが、地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地 震災害から明らかとなっている。

一般的に軟弱な沖積層の地盤では、地盤が軟らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。 また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの相違から大きな被害を受けることが分かっている。

そこで、本市の地震防災対策の向上を図るためには、地盤状況を詳しく調査の上、住民等への周知を図っていくことが重要である。

4 活断層の分布状況

(1) 活断層の意義

断層とは、地層のある面を境に両側の地面のずれ(食い違い)の見られる地質現象をいい、 そのうち地質年代の第四紀(約 200 万年前から現在の間)に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。愛知県内にも、1945年の三河地震で地表に現れた深溝 断層などを始め、多くの活断層が存在していると指摘されている。

(2) 確実度と活動度

活断層については、確実度により、その断層がどの程度の確実さで活断層であるといえるのかどうかを判断することができる。確実度については、これまでは、空中写真判読の結果により認定されてきたが、確実度が I の断層は、それほど多くはない。

確実度I	活断層であることが確実なもの		
確実度Ⅱ	活断層であると確定されるも		
確実度Ⅲ	活断層の可能性のある形状(リニアメント)		

また、過去からの活動の程度を示す指標である活動度により数百年から1千年の間隔で活動するのか、それとも数千年から数万年の間隔で活動するのかを判断することができる。愛知県内の活断層は、ほとんどが数千年から数万年の間隔で活動するものであるとされている。

	千年間あたりの変位量S (m)
活動度A	$10 > S \ge 1$
活動度B	$1 > S \ge 0.1$
活動度C	0.1>S

(3) 活断層に関する調査研究

県は、活断層調査の必要性を検討し、調査対象ゾーン区分及び最優先順位付けを行うため、 平成7年度に直下型大地震対策調査を実施した。これにより、県は平成8年度から活断層調査を行っているが、尾張西部地域の活断層調査の結果は、次のとおりである。

ア 岐阜-一宮線

大深度反射法探査結果から深さ 2,000m程度までの地下地質には、上下変位を示す累積的な構造は認められなかったため、岐阜一一宮線が大きな地震を繰り返し起こしてきた主要起震断層と想定することは困難である。しかし、地層の小規模な不連続は認められることなどから、比較的最近に活動を始めた断層であるために活動の痕跡を検出できなかった可能性もあるため、地震に対する注意は、引き続き怠るべきではないと判断される。

イ 大藪-津島線及び大垣-今尾線

ボーリング資料解析結果からこれまで断層が存在すると指摘されている付近には、地層の不連続は認められなかった。また、通商産業省(現、経済産業省)地質調査所が平成9年度に実施した大深度反射法探査によって、大藪-津島線及び大垣-今尾線に相当する構造はないことが判明した。

ウ 弥富線及び木曽岬線

長良川河口堰付近で行われた既往の大深度反射法探査結果では、弥富線は存在しない可能性が極めて高いものと考えられる。なお、木曽岬線については、新しい知見は得られなかった。

第2節 愛知県における既住の地震とその被害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。 ちなみに、過去約 100 年間の日本における死者 1,000 人以上の大地震(津波も含む。) は 11 回 であるが、そのうち 3 回が愛知県を主要な被害地域として発生している。

過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震(遠方大地震、直下地震)のタイプに分けることができる

1 海溝型地震

発生年	M	地震名	死者 • 行方不明者	その他の被害・特徴
1707年	8.6	宝永地震		愛知県では、渥美郡、吉田(現豊橋)
				で大被害のほか、全県で被害。尾張
				領内の堤防被害延長 9,000m。 震度 7
				~6。津波も来襲し、渥美表浜で6
				~7mにもなった。
1854年	8.4	安政地震	_	愛知県では宝永地震に似た被害。三
				河、知多、尾張の沿岸部の被害が目
				立った。震度6~5。津波も来襲し、
				渥美表浜通りで8~10m、知多半島
				西岸で2~4mとなり被害が出た。
1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者	愛知県の被害は他県に比べ最大で、
			1,223人	死者•行方不明者438人、負傷者1,148
				人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298
				棟。震度6~5、一部7。小津波あ
				り (波高1m内外)、名古屋臨港部な
				どでは著しい液状化現象による被害
				があった。

2 内陸型地震

発生年	M	地震名	死者·行方不明者	その他の被害・特徴
1586年	7.8	天正地震	死者	この地震の震央は伊勢湾で、長島付
			5,500人以上	近では大被害を受け震度7、尾張部
				6、三河部6~5。津波波高2~4
				m _o
1891年	8.0	濃尾地震	死者	愛知県の被害は、死者 2,638 人、負傷
			7,885人	者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊
				55,655 棟で、県の地震災害史上最大
				の被害を受けた。震度7~6。
1945年	6.8	三河地震	死者	三河南部の深溝断層の活動によるも
			2,306人	ので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生
				じた。被害はすべて愛知県のもので、
				死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊
				16,408 棟、半壊 31,679 棟。震度は、
				西三河南部を中心に7~6、県域の
				大部分が5以上。津波も発生し、蒲

	郡で1mほどに達したが津波による
	被害はほとんどなかった。

※ (1)、(3)は、いわゆる県土の直下型地震と考えられる。

第3節 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的 条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

(1) 高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域自体も拡大している。このため、一部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

(2) 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も 懸念される。

(3) 自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

(4) 産業の発展による危険物等の集積である。

本市においても、危険物等を大量に取り扱う施設があり、大規模な地震が発生した場合、 火災、爆発、有害物質の漏洩等が心配されるところである。

(5) 地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。

災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え

愛知県に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震(遠方型、直下型)があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、県が実施した被害予測調査結果等を研究し、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

- 1 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果
 - (1) 被害予測
 - ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震 被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資 することを目的として、被害予測調査を実施した。

- イ 結果 (「平成 23 年度~25 年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査 結果」平成 26 年 5 月愛知県防災会議地震部会)
- ウ 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計(平成27年7月県環境部)

過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、 半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

<被害量の想定結果>

廃棄	災害廃棄物(がれき)	約 20,625,000 トン
乗物	津波堆積物	約 6,465,000 トン
	<u>合計</u>	約 27,090,000 トン

(2) 調査結果の概要

ア 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。(「過去地震最大モデル」による想定)

- (7) 「過去地震最大モデル」
 - 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデルである。

- 県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、 「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。
- (イ) 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・ 津波についても、補足的に想定することとした。(「理論上最大想定モデル」による想定)

○ 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した 最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い ものである。

(※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。)

○ 県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に 参照するものである。

イ 結果(本市)

- (ア) 「過去地震最大モデル」
 - 揺れ、液状化: 震度 6 弱 (28 km²)、液状化可能性 (中: 2 km²、大: 25 km²)
 - 浸水・津波:被害わずか
 - 被害量の想定結果

〇 灰百里~心			
全壊・焼失棟数	揺れ		約 300
(冬夕 18 時発生)	液状化	約 1,100	
	浸水・津波		*
	急傾斜地崩壊	等	*
	火災		約 10
	合計		約 1,400
死者数	建物崩壊		約 10
(冬深夜5時発生、早期	(うち屋内収	容物移動・転倒、屋内落下物)	W.0 10
避難率低の場合)	浸水・津波		
	(うち自力脱	出困難)	*
	(うち逃げ遅	h)	
	急傾斜地崩壊	等	*
	火災		*
	ブロック塀・	自動販売機の転倒、屋外落下物	*
	合計		約 20
ライフライン機能支障	上水道	断水人口(人)	約 86,000
(発災1日後:冬夕 18	下水道	機能支障人口(人)	約 15,500
時発災)	電力	停電軒数 (軒)	約 37,000
	固定電話	不通 回線数 (回線)	約 12,000
	携帯電話	停波 基地局率(%)	80%

	都市ガス	復旧対象 戸数 (戸)	*
	LPガス	機能支障 世帯数(世帯)	約 3,400
避難者数 (人)	1日後		約 7,900
(冬夕 18 時発災)	1週間後		約 27,000
	1ヶ月後		約 62,000
帰宅困難者数(人)(昼12	約 3,500~約 3,700		
災害廃棄物(千トン)(冬	約 160		

*…被害わずか

(4) 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

- 揺れ、液状化: 震度 6 弱 (3)、震度 6 強 (25) 液状化可能性 (中: 1、大: 27)
- 浸水・津波:最大 586ha (1cm 以上)
- 被害量の想定結果

全壊・焼失棟数	揺れ	約 3,600
(冬夕 18 時発生)	液状化	約 1,100
	浸水・津波	約 60
	急傾斜地崩壊等	*
	火災	約 1,700
	合計	約 6,500
死者数	建物倒壊	約 200
(冬深夜5時発生、早期	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	約 10
避難率低の場合)	浸水・津波	約 60
	(うち自力脱出困難)	約 60
	(うち逃げ遅れ)	約 10
	急傾斜地崩壊等	*
	火災	約 20
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	*
	合計	約 300

* 被害わずか

2 東海地震・東南海地震等の被害予測結果

(1) 目的

平成13年度に国の中央防災会議において東海地震の震源域が見直され、平成14年4月には東海地震に係る強化地域が、愛知県内においては従来の新城市1市から名古屋市を含む39市町村(平成24年1月4日現在)に拡大して指定された。また、平成13年9月、国の地震調査研究推進本部は、東南海地震の今後30年以内の発生確率が50パーセント程度と公表した。

また、平成 15 年 12 月には「東海地震・東南海地震等に関する調査会」は、本市を含む 1 都 2 府 18 県 652 市町村を「東海地震・東南海地震防災対策推進地域」に指定した。

こうした動きの中で、愛知県は、活断層調査等により得られた地下構造や地盤構造についての新しいデータなどを活用して、平成14年度及び平成15年度の2年間をかけて「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」を実施した。

平成14年度においては、自然条件の調査、自然現象の予測、社会条件の調査及び被害の予測を行った。

(2) 基本的な考え

今回の被害予測調査の基本的な考え方は、次のとおりである。

- ア科学的、客観的な手法及び最新の知見を活かした被害想定とする。
- イ 愛知県の地域特性を踏まえた被害想定とする。
- ウ 地震対策に役立つ被害想定とする。
- エ 社会的な影響や様々な状況を視野に入れた幅広い想定とする。

(3) 前提条件

ア想定地震

県は、地震動について、愛知県に大きな被害を及ぼす可能性のある次の地震を想定した。 想定地震については広域に大きな影響を与える可能性があることから被害想定まで実施した。

地震種類	想定地震	マグニチュードM (Mw)	計算手法
海溝型地震	①想定東海地震	(7.96)	詳細法
	②想定東南海地震	(8.15)	詳細法
	③想定東海·東南海地震	(8.27)	詳細法
内陸型地震	④養老—桑名—四日市断層帯	7.4 (7.00)	詳細法

※ M:気象庁マグニチュード、Mw:モーメントマグニチュード

イ 想定ケース

県は、想定時間帯について、住民の生活行動が顕著に反映できるよう次の3ケースを想定した。想定東海地震については予知なし(突発的に地震が発生する場合)と予知あり(警戒宣言発令後に地震が発生する場合)を想定した。

- ① 冬早朝5時(阪神・淡路大震災と同様の時間帯:多くの人が自宅で就寝中)
- ② 春秋昼 12 時 (特に市街地部で人口の多い平日の時間帯)
- ③ 冬夕刻 18 時 (帰宅ラッシュと重なる、また、出火危険性の高い時間帯)

(4) 調査の内容

県が実施した調査内容は、次のとおりである。

- ア 地震動・液状化・山崖崩れの想定
- イ 津波の想定

- ウ 建物関係の想定(建物・倒壊物・落下物)
- エ 地震火災の想定
- オ 交通施設被害の想定
- カ ライフライン施設被害の想定
- キ 危険性物質被害の想定
- ク 人的被害及び社会機能支障の想定

3 想定予測結果の概要

被害予測調査における本市の想定予測結果は、概ね次のとおりである。

(1) 地震動・液状化の想定

ア 想定東海地震

震度分布は、多くの地域で震度 5 強となるとされる。液状化危険度は、20%の地域において「危険度は高い」とされる。

イ 想定東南海地震

震度分布は、全域で震度6弱または震度5強となるとされる。液状化危険度は、「危険度が高い」または「危険度は極めて高い」地域が多くを占める。

ウ 想定東海・東南海地震連動

震度分布は、震度5強または震度6弱が多くを占めるが2%の地域が震度6強となると される。液状化危険度は、ほぼ全域にわたって「危険度が高い」または「危険度が極めて 高い」とされる。

工 養老一桑名一四日市断層帯

震度分布は、全域で震度6弱または震度5強となるとされる。液状化危険度は、「危険度 が極めて低い」から「危険度は極めて高い」まで地域によって異なるとされる。

本市におけ	トる地震動	• 液:	状化予測状況
45 III (~ 0.3 L	しんり わい 四番 玉川	- /TX *	1人 16 17 没り1人 ハル

想定地震		地震動・液状化							
	計測	側震度	面積率	(%)		液状化危険度面積率(%)			
	5弱以下	5強	6弱	6強	7	極めて低い (PL=0、	低い (PL=0-5)	高い (PL=5—10)	極めて高い (PL=15—)
						対象外)			
想定東海地震	29	71	0	0	0	16	64	20	0
想定東南海地震	0	43	57	0	0	0	29	39	32
想定東海・東南海 地 震 連 動	0	23	75	2	0	0	6	55	39
養老一桑名一四日市 断 層 帯	0	75	25	0	0	6	30	57	7

(2) 建物関係(建物倒壊・地震火災)の想定

ア 想定東海地震

揺れ・液状化により約 180 棟が全壊し、約 1,180 棟が半壊するとされるが、出火の危険 の高い冬 18 時に地震が発生しても火災による被害はほとんどないとされる。

イ 想定東南海地震

揺れ・液状化により約 1,110 棟が全壊し、約 3,980 棟が半壊するとされるが、出火の危険の高い冬 18 時に地震が発生しても火災による被害は少ないとされる。

ウ 想定東海・東南海地震連動

揺れ・液状化により約 1,470 棟が全壊し、約 4,660 棟が半壊するとされるが、出火の危険の高い冬 18 時に地震が発生しても火災による被害は少ないとされる。

工 養老一桑名一四日市断層帯

揺れ・液状化により約220棟が全壊し、約650棟が半壊するとされるが、出火の危険の 高い冬18時に地震が発生しても、火災による被害はほとんどないとされる。

本市における建物関係被害予測状況

想定地震	建物								
			建物	波害			火災(冬	火災 (冬 18 時)	
	全块	喪	半壊		合計		出火件数	焼失棟数	
	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合			
想定東海地震	約 180	0.5%	約 1,180	3.7%	約 1,360	4.2%	0	0	
想定東南海地震	約 1,110	3.5%	約 3,980	12.5%	約 5,090	16.0%	20	約 30	
想定東海・東南海	約 1,470	4.6%	約 4,660	14.4%	約 6,130	19.0%	20	約 30	
地震連動									
養老-桑名-四日市	約 220	0.7%	約 650	2.0%	約 870	2.7%	0	0	
断 層 対									

注 市の建物棟数:約32,000棟

(3) ライフライン施設被害の想定

ア 想定東海地震

上水道、LPガスに機能支障が発生するとされ、特に、上水道は、約 9,400 戸が断水するとされる。

イ 想定東南海地震

全てのライフライン施設に機能支障が発生するとされ、特に上水道、電力の支障率が高く、約24,100戸が断水し、約7,500口が停電するとされる。

ウ 想定東海・東南海地震連動

全てのライフライン施設に機能支障が発生するとされ、特に、上水道、都市ガス、電力

の支障率が高く、約 29,900 戸が断水、約 14,000 戸がガスの供給停止、約 8,500 口が停電するとされる。

工 養老一桑名一四日市断層帯

都市ガス以外のライフライン施設に機能支障が発生するとされ、特に上水道、電力の支 障率が高く、約12,610戸が断水し、約3,750口が停電するとされる。

本市におけるライフライン被害予測状況

想定地震	ライフライン						
		ライフライン機能支障					
	上水道	都市ガス	LPガス	電力	電話		
	(戸)	(戸)	(戸)	(口)	(件)		
想定東海地震	約 9,400	0	約 660	0	0		
想定東南海地震	約 24, 100	約 1,750	約 2,410	約7,500	約 2,810		
想定東海・南海地震連動	約 29,900	約 14,000	約 2,890	約8,500	約3,240		
養老-桑名-四日市断層帯	約 12,610	0	約 420	約 3,750	約 750		

(4) 人的被害及び社会機能支障の想定

ア 想定東海地震

人的被害は負傷者が若干発生するものの死者の発生はほとんどないとされる。また、自宅建物の被害やライフラインの支障による避難所生活者は約 4,000 人、帰宅困難者は約 3,700 人発生するとされる。

イ 想定東南海地震

人的被害は、冬早朝 5 時及び夕刻 18 時で死者約 20 人、負傷者が季節・時間帯により約 480 人~800 人発生するとされる。また、自宅建物の被害やライフラインの支障による避難所生活者は約 11,000 人、帰宅困難者は約 3,700 人発生するとされる。

ウ 想定東海・東南海地震連動

人的被害は季節・時間帯により死者が約 $10\sim20$ 人、負傷者が約 590 人 $\sim1,000$ 人程度発生するとされる。

また、自宅建物の被害やライフラインの支障による避難所生活者は約 15,200 人、帰宅困難者は約 3,700 人発生するとされる。

工 養老—桑名—四日市断層帯

人的被害は負傷者が若干発生するものの死者の発生はほとんどないとされる。また、自宅建物の被害やライフラインの支障による避難所生活者は約 6,250 人、帰宅困難者は約 3,700 人発生するとされる。

本市における人的等被害予測状況

				社会機能支障						
相字地電	冬早草	明5時	春秋昼 12 時		冬夕 18 時		帰宅困難者数	避難所生活者数 [1日後](人)		
想定地震	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	無七四無有数 [突発時] (人)	自宅建 物被害 による	ライフライン 支障に よる	合計
想定東海地震	0	約 180	0	約 110	0	約 120	約 3,700	約 400	約 3,600	約 4,000
想定東南海地震	約 20	約 800	0	約 480	約 20	約 530	約 3,700	約 1,700	約 9,300	約 11,000
想定東海・東 南海連動地震	約 20	約 1,000	10	約 590	約 20	約 660	約 3,700	約 2,200	約 13,000	約 15,200
養老-桑名-四日市断層帯	0	約 50	0	約 40	0	約 40	約 3,700	約 600	約 5,650	約 6,250

- 注1 「想定東海地震」における死者・負傷者の人数は、「地震予知なし」のもの。
 - 2 帰宅困難者の想定は、昼間に大規模地震が発生し交通機関等が停止した場合を前提とした ものであり、交通機関が停止する地域が限定される場合には上記数値よりも帰宅困難者は少 なくなることが考えられる。

4 濃尾地震の再来に係る被害予測結果

(1) 再来地震の内容

内陸型大地震の発生の危険性や予知等は困難であるとされているので、愛知県は、内陸型大地震の一つの目安として、明治 24 年 10 月 28 日、岐阜県本巣郡根尾村を震源として発生した濃尾地震が、今日再び発生したと仮定して被害予測を行った。

想定地震	規模	震源地	震源の深さ	食い違い量	推定地震断層
濃尾地震の再来	マグニチュード	岐阜県本巣郡根尾村	30 km	約6 m	岐阜—名古屋線
	8.0				大垣—蟹江線

(2) 自然現象の予測結果

ア 地震動の予測結果

地震基盤(第四紀洪積層上面)上での最大加速度は、断層線上で約450ガルを示すが、 断層から遠ざかるに従って急速に減衰している。あま市付近の地表加速度は400ガル以上 の地震動と予測される。

イ 液状化危険度の予測結果

あま市を含む濃尾平野北西部から南部に達する地区及びその周辺部では、かなり激しい 液状化が発生すると予測される。

(3) 物的被害の予測結果

ア 振動による木造家屋の被害予測結果

愛知県の全壊・半壊棟数は、約43万8千棟で、県全体の木造家屋約231万棟の19%が被害を受けると予測される。

全壊被害は、尾張地方の、特に最大加速度 400 ガル以上になる地域に集中すると予測され、半壊被害の大半は、尾張地方の天白川以西に集中すると予測される。

イ 地震火災による木造家屋の被害予測結果

愛知県の被害は、約 1,400 棟が焼失すると予測されているが、被害の多くは、名古屋市 西部に集中している。

(4) 人的被害の予測結果

地震動や建築物の被害予測結果を基に算定すると、愛知県全体で、死者数は約9千6百人、 負傷者数は約4万9千人と予測される。

5 想定地震を踏まえた本市の地震防災への取組

県が実施した被害予測調査結果から、本市における地震の被害要因は、地震火災というよりも、地震の揺れ・液状化による建物の倒壊等によるものといえる。このため、市は、建築物の耐震化対策及び液状化対策を推進するとともに、住民に対する家具類の転倒防止対策等の啓発をより一層努めるものとする。

また、ライフライン施設の中で上水道の機能支障の割合が高いものとなっているため、市は、 水道施設の耐震対策を計画的に促進していくものとする。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができる限り少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

各防災関係機関は、「本編 第3章被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、 それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、早期に被害規模を把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、 被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整 しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「本編 第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策 において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び他市町村との相互支援体制を構築すること。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、 被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の交付体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置 付けなどによる本市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化 を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検 討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大網

第1節 実施責任者

1 あま市

市は、災対法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は 公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業 務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大網

1市

機関名	内容
市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、
	東海地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。
	(2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
	(3) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含
	む。)を行う。
	(4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等
	の整備を行う。
	(5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべ
	き措置について指示、要請又は勧告を行う。
	(6) 避難の勧告及び指示を行う。
	(7) 被災者の救助を行う。
	(8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
	(9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
	(10) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
	(11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復
	旧を行う。
	(12) 農作物及び家畜に対する応急措置を行う。
	(13) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
	(14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
	(15) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
	(16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
	(17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
	(18) 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動を行う。
	(19) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材
	の確認を行う。

2 県

機関名	内容
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、
	東海地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。
	(2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含
	む。)を行う。
	(3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行
	う。

- (4) 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は他の市町村長に応援の指示を行う。
- (5) 避難の勧告、指示を代行することができる。
- (6) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- (10) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- 14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要機材の供給、調達若しくはあっせんを行う。
- 17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (18) 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導及び助言を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 有毒性ガスの発生、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体・環境 に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備を行う。
- (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (2) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (4) 市の実施する被災建築物・宅地の応急危険度判定に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。
- (25) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (26) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、 応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- ② 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を行う。

津島警察署

- (1) 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 津波警報等の伝達を行う。
- (4) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連

する情報等を含む。)の伝達を行う。
(5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
(6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
(7) 人命救助を行う。
(8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
(9) 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。
(10) 警察広報を行う。
(11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
(12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
(13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
(14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

3 指定地方行政機関

3 指定地方行政	
機関名	内容
東海財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な
	実施を期するとともに、民生の安定を図るうえからできるだけ早期に災害復
	旧事業を実施することができるようにする。
	(2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を
	希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
	(3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こ
	す場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
	(4) 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、適当と認める機関又は団体
	と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を
	確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。
	(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における
	災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、
	民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置
	を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を
	設置する。
	(6) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたとき
	に応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産につ
	いて、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
東海農政局	(1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
	(2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
	(3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指
	導を行う。
1	(4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を

行う。

- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。
- (10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産 者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所 要の措置を講ずる。
- (11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
- (12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。

中部経済産業局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。
- (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

中部近畿産業保 安監督部

高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

中部運輸局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及 び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及 び緊急時の出動体制の整備に努める。
- (6) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- (7) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧

その針	災害応急対策を支持	至する
- (V) III	N = 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Ø 9 '~ 1 ~

名古屋地方気象 台

- (1) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。
- (2) 愛知県及び市町村が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急 地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援 する。
- (3) 愛知県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。
- (4) 都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。
- (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の 作成に関して、技術的な支援・助言を行う。

東海総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線 通信の監理を行う。
- (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。
- (5) 非常通信協議会の運営に関することを行う。
- (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。

愛知労働局

- (1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、 労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害 防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- (7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づ

き、雇用保険求職者給付における基本手当(賃金日額の4.5割~8割に相当する額)の支給を行う。

中部地方整備局

- (1) 災害予防
 - ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から 計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
 - イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材に ついて備蓄等を推進する。
 - ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - オ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及 び事業を実施する。
 - カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- (2) 地震防災応急対策
 - ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される 交通規制に協力する。
 - イ 道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報 提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周 知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。
- (3) 初動対応
 - ア 情報連絡員 (リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、<u>被災地へのアクセス確保、</u>被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
 - イ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開 を行う。
- (4) 応急復旧
 - ア 気象庁が地方整備局管内で震度 4 以上を発表した場合、自動的に職員 が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。
 - イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保 ち、協力を行う。
 - ウ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
 - エ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災へリコプター、災害 対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させ る。

近畿中部防衛局	(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。
地方測量部	(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。
	(3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
国土地理院中部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間
地方測量部	情報の活用を図る。
	(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公
	開する防災関連情報の利活用を図る。
	(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活
	用を図る。
	(4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を
	形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施
	する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施に
	あたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	(1) 災害派遣の準備
	ア 防災関係資料 (災害派遣に必要な情報) の収集を行う。
	イ 災害派遣計画を作成する。
	ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積
	極的に参加する。
	(2) 東海地震注意情報の発表に伴う措置
	ア 師団司令部に指揮所を開設する。
	イ 各部隊は災害派遣準備に着手する。
	ウ 連絡班及び偵察班の派遣を準備する。
	エ 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。
	(3) 警戒宣言が発せられたときの措置
	ア 非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派遣準備を促進する。
	イ 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。
	ウ 所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応じ航空偵察を実施する。
	エ 愛知県地震災害警戒本部(状況により他の機関)へ連絡班(連絡幹部)
	を派遣する。
	(4) 発災後の対処
	ア 即時救援活動
	人命救助を最優先して救援活動を実施する。
	イ 応急救援活動
	方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。

ウ 方面隊による本格対処
方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接
に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

5 指定公共機関

5 指定公共機関	
機関名	内容
独立行政法人国	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の
立病院機構	医療救護活動を行う。
独立行政法人地	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の
域医療機能推進	医療救護活動を行う。
機構	
日本赤十字社	(1) 東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準
愛知県支部	備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材
	の整備点検等を行う。
	(2) 医療、助産、遺体の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。
	(3) 血液製剤の確保と供給を行う。
	(4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、緊急セット等)を被災者の
	ニーズに応じて配分する。
	なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得な
	がら行う。
	(5) 義援金等の受付及び配分を行う。
	なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織し
	て義援金の迅速公正な配分に努める。
日本放送協会	(1) 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告(部内)を行
名古屋放送局	う。
	(2) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、
	災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。
	(3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
	(4) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報
	等の放送を行う。
	(5) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
	(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害
	状況等の報道を行う。
	(7) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。
中日本高速道路	(1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等を伝達する。

(2) 高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うと 株式会社 ともに災害復旧を行う。 日本郵便株式会 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を 社 確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に 係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世 帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定め る法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する ものとする。 (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容 とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために 必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大 臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。 中部電力株式会 1(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表され 社、関西電力株式 た場合、又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害 会社、電源開発株 予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 式会社 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 東邦瓦斯株式会 (1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置 社 を実施する。 (2) 東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応 急対策の準備を行う。 (3) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供 給再開を図る。 日本通運株式会 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資 社、福山通運株式 又は資材の輸送を行う。 会社、佐川急便株 式会社、ヤマト運 輸株式会社、西濃 運輸株式会社 (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連す 西日本電信電話 る調査情報 (臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 株式会社

	(2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連す
	る調査情報 (臨時) 等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必
	要な場合に通信設備を優先的に利用させる。
	(3) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
	(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
	(5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図
	る。
	(6) 気象等警報を市町村へ連絡する。
	(7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
エヌ・ティ・テ	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
ィ・コミュニケー	(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させ
ションズ株式会	る。
社	(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
	(4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
	(5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
KDDI株式会	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
社	(2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
	(3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請によ
	り優先的に対応する。
株式会社NTT	(1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連す
ドコモ	る調査情報(臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
	(2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連す
	る調査情報 (臨時) 等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必
	要な場合に通信設備を優先的に利用させる。
	(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
	(4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧
	を図る。
	(5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除
	を行う。
ソフトバンク株	(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧
式会社	を図る。
	(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請によ
	り優先的に対応する。
	(3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般社団法人日	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策
<u>本建設業連合会</u>	支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する
	公共土木施設の応急対策を実施する。

株式会社イトー	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の
ヨーカ堂、イオン	調達又は供給等を行う。
株式会社、ユニー	
株式会社、株式会	
<u>社セブンーイレ</u>	
<u>ブン・ジャパン、</u>	
株式会社ローソ	
ン、株式会社フ	
ァミリーマート、	
株式会社セブン	
<u>&アイ・ホールデ</u>	
<u>ィングス</u>	

6 指定地方公共機関

機関名	内容			
海部東部消防組	(1) 災害に関する情報の収集伝達を行う。			
合	(2) 避難の勧告、指示の伝達及び誘導を行う。			
' (海部東部消防	(3) 水防活動及び消防活動を行う。			
署、海部東部消防	(4) 救助活動、救急医療活動を行う。			
署北分署及び南	(5) 行方不明者等の捜索を行う。			
分署)	(6) 消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。			
刀 <i>名)</i> 				
	(7) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。			
	(8) 火気使用設備器具の防火指導を行う。			
	(9) 消防計画の策定及びその推進を行う。			
	(10) 必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。			
一般社団法人愛	(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。			
知県トラック協	(2) 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応			
会	する。			
各鉄道事業者	東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。			
各民間放送及び	日本放送協会に準ずる。			
新聞社				
一般社団法人愛	(1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。			
知県薬剤師会	(2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。			
公益社団法人愛	看護活動に協力する。			
知県看護協会				
一般社団法人愛	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。			

知県LPガス協	(2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
会	
一般社団法人愛	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策
知県建設業協会、	支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する
一般社団法人愛	公共土木施設の応急対策を実施する。
知県土木研究会	

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容			
産業経済団体	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対			
	策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。			
文化、厚生、社会	赤十字奉仕団等は、被災者の救護活動及び義援金品の募集等について協力す			
団体	る。			
危険物施設の管	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協			
理者	力する。			
建築関係団体	一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社			
	団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力す			
	る。			
その他重要な施	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動につ			
設の管理者	いて協力する。			
愛知県土地改良	土地改良区の管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設			
事業団体連合会	の補強、廃止又は変更を行うとともに災害復旧を行う。			
海部地区環境事	ア ごみ処理施設の維持管理			
務組合及び五条	イ し尿処理施設の維持管理			
広域事務組合	ウ 災害の発生後、被災施設の復旧を図るとともに、市の防災活動に協力する。			
海部地区水防事	(1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。			
務組合	(2) 水防計画の策定及びその推進を図る。			
一般社団法人海	(1) 医療及び助産活動に協力する。			
部医師会	(2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。			
一般社団法人海	(1) 歯科保健医療活動に協力する。			
部歯科医師会	(2) 身元確認活動に協力する。			

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

○ 地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウェイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、行政のみならず、住民、事業者、NPO等の様々な 主体が防災対策に参加し、自分たちの地域の問題として取り組む防災協働社会の形成を目指 すものとする。

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 市、県、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるものとする。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を 設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。 また、自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な 伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、市は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

○ 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続 あるいは早期に復旧させるための事業継続計画(Business Continuity Plan)(以下「B C P」 という)の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市、県	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組
防災協働社会の形		み作り
成推進		1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

第2節	市、県	1(1)	自主防災組織の推進
自主防災組織・ボ		1(2)	防災ボランティア活動の支援
ランティアとの連		1(3)	連携体制の確保
携	市	2	防災関係団体同士のネットワーク化を図る防
		55	&訓練等の事業実施、支援及び指導
	自主防災組織	3	地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節	企業	1(1)	BCPの策定・運用
企業防災の促進		1(2)	生命の安全確保
		1(3)	二次災害の防止
		1(4)	緊急地震速報受信装置等の活用
		1(5)	事業の継続
		1(6)	地域との共生と貢献
	市、県、商工団体	2(1)	BCPの策定促進
		2(2)	相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市及び県における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」(平成16年4月1日施行)に基づき、市、県、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 住民等の基本的責務

(1) 住民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から 災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動し なければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割(従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分認識し、各事業所において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、 防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県における措置

本市においては、42 の自主防災組織が設置されており、その組織率は 100%となっている。 毎年、自主的な訓練を実施し、初期消火の徹底と防火防災思想の高揚に貢献している。

- (1) 自主防災組織の推進
 - ア 自主防災組織の設置・育成

市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」(昭和 49 年愛知県防災会議決定)に基づき、 地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。そ の際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による 防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織 の日常化、訓練の実施を促すものとする。

- (2) 防災ボランティア活動の支援
 - ア ボランティアコーディネーターの確保

大地震により行政、住民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボラ

ンティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整 役となるボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の確保に努 めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社<u>等や</u>ボランティア団体と<u>の</u>連携<u>を図り</u>、震 災時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、 災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災資機材等の交付

予算の範囲内で必要な防災資機材を交付するとともに、防災訓練実施経費等について補助 金などを交付する。

2 市における措置

市は、自主防災組織が<u>防災に関するNPO、</u>消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害 発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 情報の収集伝達体制の確立
 - イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - オ 地域内の要配慮者の把握
- (2) 警戒宣言発令時の活動
 - ア 市、消防機関等からの情報の伝達
 - イ 住民のとるべき措置の呼びかけ
 - ウ 避難行動要支援者の安全確保
 - エ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保
- (3) 災害発生時の活動
 - ア 初期消火の実施

- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

県、市は、災害に対しての正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを 養成し、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行えるような資質を養うために、防 災リーダーを養成する。また、広報紙等を通じて「防災リーダー養成講座」の受講を呼びかけ、 防災リーダーの養成に努める。

さらに、防災に関する知識と技術を身につけた防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動 等において円滑な活動ができるよう、防災リーダーを積極的に活用するものとする。

(1) 防災リーダーの養成

市及び県は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や 防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び 市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化 を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、 県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

- (1) ボランティアの受入体制の整備
 - ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対 応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。
 - (7) 市及び県は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、 市は災害ボランティアセンターを設置する。
 - (4) 市及び県は、ボランティア関係団体(協力団体)にコーディネーターの派遣を要請する。
 - (f) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受 入れを行う。
 - イ 市及び県は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。

(2) コーディネーター養成講座の開催

市及び県は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援を したい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。 このため、市及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネー ターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施 する。

なお、市は、養成したコーディネーターにフォローアップ講座等を受講させるものとする。

(3) ボランティア関係団体との連携

震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、県とボランティア関係団体は、平成10年6月に設置した「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び同連絡会構成員と締結した「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」により、一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ボランティア関係 団体との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

6 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとしている。

市は、住民や住民グループ等に対し、広報紙等を通じて当該制度の周知を図り、愛知県防災ボランティアグループへの登録を促す。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) BCPの策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務 を継続するためのBCPを策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧 計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継 続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る 業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練 の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を 確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次 災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大 防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部 開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、 被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家 発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市、県及び商工団体等における措置

市は、県及び商工団体等と協力し、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) BCPの策定促進

ア 普及啓発活動

市は県及び商工団体等と連携し、企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に 啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市が策定 している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

市は県及び商工団体等と連携し、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、

地震・津波災害対策計画 第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進

相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援 について予め整理しておくものとする。

第2章 建築物等の安全化

■ 基本方針

○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に係り合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。

これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。

- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るととも に、その他の公共建築物についても耐震性の確保に努めるものとする。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量(救出・救助活動等の初動対応、道路 啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等)を軽減するためにも、住宅 等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止 対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置	
第1節	市、県	1(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進	
建築物の耐震推進		1(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の	
		適正な施行	
第2節	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめ	
交通関係施設等の		る予防措置	
整備			
第3節	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめ	
ライフライン関係		る予防措置	
施設等の整備			
第4節	市、県	1 所有者と連携した適切な措置	
文化財の保護			
第5節	市、県	1 「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防	
地震防災上緊急に		災緊急事業五箇年計画」に基づく施設等の整備	
整備すべき施設等			
の整備			

第1節 建築物の耐震推進

1 市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に 取組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けること により、対象建築物の耐震性向上を推進していく。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

- (1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の 防災上重要な建築物(昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を 指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

災害時に災害対策本部が設置される市役所、避難所に指定されている公共施設など防災上重要な建築物、また不特定多数の人が利用する施設については、特に昭和56年の建築基準法施行令改正前に建築されたものは、耐震診断を実施し、耐震診断において必要と思われる改修を順次進め、公共建築物の耐震性の確保・向上を図る。特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

一般建築物については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。また、老朽化や地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。

これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、県と連携をとって耐震工法や補強方法等の技術知識等を広く住民に普及・啓発する。

(1) 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修促進

市は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(在来軸組構法)に対して無料で耐震診断を行う「木造住宅耐震診断」事業を実施している。

また、県は、昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断を実施する市に対する耐震診断費補助事業を実施し、平成19年度からは、非木造住宅へ耐震診断費の補助を行う市に対する耐震診断費補助事業を実施している。また、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。耐震改修についても、旧基準木造住宅の耐震改修の促進を図るため、県は市の実施する耐震改修費補助事業に助成している。

耐震性に不安のある住宅の所有者が耐震診断の受診推進が図れるよう、広報紙等を通じて 当該事業の周知を行うとともに、耐震診断の積極的な普及・啓発に努める。

なお、耐震改修については、市が実施している「木造住宅耐震診断」事業の耐震診断結果 に基づき、耐震リフォーム工事を行った住宅に対して、耐震改修費の補助を行っている。ま た、耐震改修費補助制度の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震改修の促進を図る。

- (2) 既存コンクリートブロック塀等点検・補強指導の強化 所有者の自主的な点検・補強活動に対する指導を実施し、その充実に努める。
- (3) コンクリートブロック塀等設計施工指針の普及 コンクリートブロック塀・石造塀の正しい設計、施工方法の周知を図るため、県が作成し たパンフレット等を活用し、広く普及・啓発に努める。
- (4) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

鉄筋コンクリート造等の建築物は、一般的に極めて耐震性に富んだものとされてきたが、 最近の震害に見られるように必ずしも安全とは言い切れないものが少なくないことが知られ るに至っている。昭和56年に構造基準を強化する建築基準法施行令の一部改正が行われたが、 既設建築物の中には耐震性に問題のある建築物もあるので、広報紙等で一般建築物所有者に 対し、必要に応じ耐震診断及び耐震改修の実施を呼びかけるなど、普及・啓発に努める。

(5) 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、県が作成したパンフレット・リーフレットの配布や市広報紙等を通じて、地震対策 知識の普及に努める。 (6) 愛知県建築物地震対策推進協議会における取り組み

市、県及び建築関係団体は、愛知県建築物地震対策推進協議会(平成14年10月改組)において建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。

(7) その他の安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人的被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは充分とはいえない。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策

(1) 高層建築物の防災対策

11 階建以上又は高さ 31m を超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く住民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、建築士等を対象に県が実施する判定士養成講習会に受講させるなど、応急危険度判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に 行うため、平成10年に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互 の支援・判定体制の確立に努める。

(3) 応急危険度判定実施本部の設置整備

市は、震災時に災害対策本部の中に設置する応急危険度判定実施本部が速やかに機能できるよう、平素から応急危険度判定に必要な資機材等を確保するとともに、市在住の応急危険 度判定士の把握及び協力体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を 講ずるものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

地震により道路、橋りょう等が被災することは、震災時における住民の避難、消防、医療 活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。

大地震等の災害発生時においても、災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送が円滑に行われるよう、市は、市道の管理者として、 日常から施設の危険箇所の調査と、これに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を 実施し、地震に強い施設の確保に努める。

また、新たに道路、橋りょう等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送(救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の 供給等に必要な人員、物資等の輸送)を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路 及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実 施する。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担 う道路
第2次緊急輸送負格	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、港湾、 災害医療拠点、自衛隊等)を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
(参考)緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路から選定する)

(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

県は、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する 法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結 果の報告を義務づける道路として指定する。

(4) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

3 鉄道

名古屋鉄道株式会社は、新しい構造物については十分耐震性のあるものとしているが、従来 の構造物についても補修、改良を図って、耐震性の強化及び整備に努める。また、運転規制、 巡回、点検等によって予防対策を講ずる。

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(3) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(4) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

(5) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

(6) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

- ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- イ 異状を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示 を受ける。
- エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

道路、河川、上下水道、電力、ガス、鉄道、電信電話等各種公共施設は、住民の日常生活及 び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹とな るべき使命を担っている。

これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後、1日も早く機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

2 電力施設

中部電力株式会社は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防災対策に努める。

また、日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保を図るとともに、災害時に備え資機材

等確保の体制を確立する。

(1) 設備面の対策

ア 変電設備

変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、 基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避 ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

- (ア) 応急復旧用資機材及び車両
- (4) 食糧その他の物資
- ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、 ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽 減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止し、早期復旧を図るため、東邦瓦斯 株式会社は、平素からその対策を確立していく。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

- (3) 緊急操作設備の強化
 - ア 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

イ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

ウ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずる ため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI値(*)、加速度値等を収集できるよう整 備する。

*SI値: Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン (cm/theta) で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が 0.1 $theta \sim 2.5$ の範囲で積分平均することにより求められる。

工 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。 また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

(4) 応急復旧体制の整備

- ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。
- イ 復旧動員体制(工事会社を含む。)の整備、強化を図る。
- ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。
- エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。 非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他
- オ 教育・訓練の充実を図る。
- カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。
- キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。
- ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材 置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物 資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。
- ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能 となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。
 - * 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

4 上水道

震災による水道の断水を最小限にとどめ、被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑 に実施するため、次の対策を講じる。

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波危険地域や避難道路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、水道配管において

強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療 施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤(次亜 塩素酸ソーダ、塩素等)、水質検査用器具(残塩計、PH 計)等の資機材を平素から整備し、 点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、 在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

附属資料 給水用資機材保有状況

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする 最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。 給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給す るものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、 可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

また、水道が応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、防災組織単位に実施する飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進する。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者は、災害時に自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は「水道災害相互 応援に関する覚書」に基づき速やかに応援要請ができるよう、応援要請方法等を周知徹底し ておくとともに、応援部隊との連絡体制や受入体制を平素から確立していく。

また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立してい くことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。

5 下水道

下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説(公益社団法人日本下水道協会)」及び「下水道の地震対策マニュアル(公益社団法人日本下水道協会)」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強す

る。なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の 基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(4) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部 10 県 4 市の相互支援等の体制を確立する。

(5) 民間団体の協力

県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、被災後の状況調査(管内テレビカメラ調査)等への支援体制を確立する。

また、下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

(6) 流域下水道BCPに基づく防災対応力の向上

県は、地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、流域下水道BCPに基づき 訓練を実施する。また、その成果を踏まえて計画内容の充実を図る。

6 通信施設

大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な 実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は、電気通信、専用通信、放送等の施 設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。また、各種通信施設を活用した複数の通 信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を 定期的に実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合は、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空・埋設ケーブルの寸断等の障害が予想されるため、このような場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本的対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

(1) 電気通信

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国 内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・ 防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(ア) 設備の耐震対策

a 建物、鉄塔の耐震対策

- b 通信機械設備の固定・補強等
- (4) 防火·防水対策
 - a 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
 - b 防水扉・防潮板の設置
 - c 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
 - d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 大都市における洞道網の建設促進及び整備
- (エ) 各種災害対策機器の整備
 - a 孤立防止用衛星電話機の配備
 - b 可搬型無線機の配備
 - c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
 - d 弁艇の配備
 - e 防災用資機材の配備
- (オ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 設備の災害応急復旧訓練
 - d 社員の非常呼集の訓練
- (カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

イ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び 抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (4) 防火・防水対策
 - a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
 - b 防水扉・防水板の設置
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化

- b 重要通信センタの分散化
- (エ) 各種災害対策機器の配備
 - a 移動無線基地局車の配備
 - b 移動電源車の配備
 - c 非常用マイクロ設備の配備
 - d 衛星携帯電話及び携帯電話の配備
- (オ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 設備の災害応急復旧訓練
 - d 社員の非常呼集の訓練
- (カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し 蓄電池、発電装置の長時間化
- (キ) 被災地域への通信の疎通確保対策
 - a 災害対策機器による通信の疎通確保
 - b 非常用基地局による通信の疎通確保
- ウ KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (4) 防火対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - b 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施
- (ウ) 通信網の整備
 - a 国際伝送路の多ルート化
 - b 国内外代替伝送路の確保
- (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 災害時における通信の疎通訓練
 - c 国際通信設備等の応急復旧訓練

- d 社員の非常呼集の訓練
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - a 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
 - b 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
 - c 可搬型国際電話ブース配備の検討
- (加) 緊急連絡手段確保対策
 - a 緊急社員呼出しシステム導入の検討
 - b アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検 討
- (キ) 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備

エ ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り 電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (4) 防火・防水対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - b 防水扉・防水板の設置
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 主要な中継交換機の分散設置
 - c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
- (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達の訓練
 - b 社員の非常呼集の訓練
 - c 災害時における通信の疎通訓練
 - d 各種災害対策用機器の操作訓練
 - e 設備の災害応急復旧訓練
 - f 消防
 - g 避難と救護
- (対) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討 衛星回線により基地局伝送路の検討
- (カ) 緊急輸送対策 委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備
- (2) 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、市町村、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの 二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急 な設置を促進する。

ウ装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

エ 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、 機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

カ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用に努めるものとする。

(3) 各種通信対策

ア 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。 (一般的に、同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信することはできないが、 防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。)

イ 放送

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるものとする。

- (7) 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。
- (4) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
- (ウ) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- (エ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

(オ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

ウ 非常通信

地震が発生、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

- (ア) 非常通信協議会の拡充強化
- (イ) 非常通信訓練の実施
- (ウ) 非常通信訓練の総点検

エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

(4) あま市防災行政用無線

市は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保できるよう、日頃から定期点検を 行うとともに、通信訓練等を通じて使用方法の習得に努める。

附属資料 あま市防災行政用無線局一覧

7 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に 適合した構造で新設又は改修を行う。

また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池について、ハザードマップの作成により、適切な情報提供を図るものとする。

第4節 文化財の保護

風水害等災害対策計画 「第2編 第4章 第3節文化財保護対策」の定めるところによる。(P45)

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 市及び県における措置

市は、県が強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和55年法律第63号)により作成する「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別 措置法(平成7年法律第111号)により作成する「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、県 と連携して警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。

また、市及び県は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

2 単独事業等

(1) 防災対策事業

市及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災 対策事業を実施する。

(2) 補助事業

市は、県の実施する地震防災対策事業の推進を図るため、県から交付される県費補助金を 活用し、これを実施する。

第3章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災 上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市 街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。
- 人口の増加に伴い、都市化、危険物施設の増大、自動車の激増、中高層ビルなど新しい都 市施設の出現等、震災拡大につながる社会的要因が増大し、大地震がひとたび発生すると、 かつてない大被害をこうむるおそれがある。

これに対して、道路等の公共施設の耐震化や公的建築物、民間の特殊建築物あるいは特定の地区を対象とした耐震化、不燃化を図っているところであるが、個々の安全性の確保だけでは限界があり、震災時における広域的な対応としては、市全体の防災構造化を図る必要がある。

- そのための施策として、前述した公共施設等の耐震不燃化に加えて、市街地等におけるオープンスペースの確保が重要である。特に、平成7年の阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難場所として利用されたり、都市基幹公園などが救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことから、避難路、避難場所の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する。
- 街路等の未整備地区、木造老朽家屋の密集地域等、土地区画整理事業などの整備基盤が行われていない地域は、地震による著しい被害を受けやすいため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地整備を今後とも一層促進する。

さらに、都市計画においては、今後の市街地形成の進捗状況等を勘案して防火地域、準防 火地域の指定による面的な不燃化を進める。

なお、詳細については、風水害等対策計画 第2編 第5章 「都市の防災性の向上」の 定めるところによる。(P47)

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置	
第1節	市、県	1(1) 都市計画のマスタープランの策定	
都市計画マスター		1(2) 防災街区整備方針の策定	
プラン等の策定			

第2節	市、県	1(1)	都市における道路の整備
防災上重要な都市		1(2)	都市における公園等の整備
施設の整備			
第3節	市、県	1(1)	防火・準防火地域の指定
建築物の不燃化の		1(2)	建築物の不燃対策
促進			
第4節	市、県、土地区画	1(1)	市街地開発事業の推進
市街地の面的な整	整理組合等		
備・改善			

第1節 都市計画マスタープラン等の策定

1 市、県(建設部)における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

県都市計画区域マスタープラン及び市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の 向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重 要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 市、県(建設部)における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や 延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び 道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間(オープンスペース)を整備することが必要である。

市及び県は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、 有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好 な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

第3節 建設物の不燃化の促進

1 市、県(建設部)における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の 実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を 図る。

(2) 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市及び県は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある 建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

- ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が 3 以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、無窓建築物、延べ 面積が 1,000 ㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないよ うにする。
- ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火 上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 市、県(建設部)、土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

地震・津波災害対策計画 第2編 災害予防 第3章 都市の防災性の向上

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策 と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第4章 液状化対策

■ 基本方針

- 液状化(クイック・サンド現象)危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
- 本市の地盤は、沖積層が厚く軟弱で、海抜も低く、大規模地震時には、地震動により地盤 の亀裂、沈下、液状化現象などの地盤破壊が発生する可能性が高い。さらに、都市化に伴い 農地の駐車場、工場・住宅用地への転用が急速に進んでいる。こうした土地利用の変化は、 地盤災害対策上からも極めて注目すべき事項である。
- 特に地震及びその後の豪雨による二次災害のおそれが予想される造成地、地盤沈下地域、 軟弱地盤地帯(沖積層地帯)等については、これらの地域を的確に把握し、情報を提供する ほか、県と連携して土地利用の適正な規制や指導を行うとともに、必要な防災対策を積極的 に実施していくものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市、県	1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制
土地利用の適正誘導		
第2節	市、県	1(1) 液状化危険度の周知
液状化対策の推進		1(2) 建築物における対策工法の普及
第3節	市、県	1(1) 宅地危険箇所の防災パトロール
宅地造成の規制誘導		
第4節	市、県	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録
被災宅地危険度判定		1(2) 相互支援体制の整備
の体制整備		

第1節 土地利用の適正誘導

1 市、県(関係部局)における措置

液状化による被害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国 土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種 個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自 然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う 地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

1 市及び県(防災局、建設部)における措置

(1) 液状化危険度の周知

市及び県は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、住民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことが、昭和39年の新潟地震を契機に問題となったため、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化危険度調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ、液状化対策を始めとする各種地震対策の基礎資料として住民に公表している。

また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、市を始め各防災関係機関に公表した。

市は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、市及び県は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成の規制誘導

1 市及び県(建設部)における措置

(1) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第4節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 市及び県(建設部)における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県が土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催するので、当該講習会に市職員、 市内土木・建築技術者等を受講させて、判定士の養成・登録に努める。

(2) 相互支援体制の整備

市は、県及び他市町村との地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

附属資料 建設業者一覧

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

○ 地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び 災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュア ルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携 わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名		主な措置
第1節	市、県、防災関係	1(1)	防災施設等の整備
防災施設・設備、	機関	1(2)	防災用拠点施設の整備促進
災害用資機材及び		1(3)	公的機関の業務継続性の確保
体制の整備		1(4)	応急活動のためのマニュアルの作成等
		1(5)	人材の育成等
		1(6)	防災中枢機能の充実
		1(7)	浸水対策用資機材の整備強化
		1(8)	地震計等観測機器の維持・管理
		1(9)	緊急地震速報の伝達体制整備
		1(10)	防災拠点施設の屋上番号表示
	県警察 	2	災害警備用装備資機材の整備
	消防機関	3	消防施設・設備の整備改善及び性能調査

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市、県(防災局、建設部、関係部局)及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

災害対策本部としての活動拠点となる市役所本庁舎の建て替えの際には、庁舎一階床レベルを現状地盤レベルより高く設定し、集中豪雨等による浸水リスクを最小限に抑え、災害時の拠点・中枢機能など必要な施設・設備対策を講じるものとする。

特に七宝庁舎は、敷地の一部が津波浸水想定区域にあることから早急な対策を講じるものとする。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

また、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の 継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- イ 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担 うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特 性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。
 - ① 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
 - ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定
 - ③ 電気・水・食料等の確保
 - ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - ⑤ 重要な行政データのバックアップ
 - ⑥ 非常時優先業務の整理
- (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(5) 人材の育成等

市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を 高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等 により、人材の育成を図る。

(6) 防災中枢機能の充実

市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、 災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土の う袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び 点検を行う。 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

(8) 地震計等観測機器の維持・管理

市及び県は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(9) 緊急地震速報の伝達体制整備

市及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(10) 防災拠点施設の屋上番号表示

市は、市役所等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るため整備に努める。

2 県警察における措置

県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等 の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。

また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

3 消防機関(市)における措置

詳細については風水害等災害対策計画「第2編 第6章 第1節 2 消防機関(市)における措置」の定めるところによる。(P52)

4 情報の収集・連絡体制の整備

詳細については風水害等災害対策計画「第2編 第6章 第1節 5 情報の収集・連絡体制の整備」の定めるところによる。(P52)

5 救助・救急に係る施設・設備

詳細については風水害等災害対策計画「第2編 第6章 第1節 6 救助・救急に係る施設・設備」の定めるところによる。(P53)

6 道路等の復旧に係る施設・設備等

詳細については風水害等災害対策計画「第2編 第6章 第1節 7 道路等の復旧に係る施設・設備等」の定めるところによる。(P53)

7 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量

をつかんでおかなくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量(゚゚゚゚゚/八人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生~3日	3	おおむね1㎞以内	耐震正貯水槽、タンク車
4 日~10 日	20	おおむね 250m 以内	配水幹線等からの仮説給水栓
11 日~21 日	100	おおむね 100m 以内	
22 日~28 日	被災前給水量(約250)	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

ウ 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

- エ プール、ため池、沈澱池、河川の利用
 - (7) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。
 - (4) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

オ 井戸の利用

- (7) 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等 の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。
- (4) 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

8 物資の備蓄、調達供給体制の確保

詳細については風水害等災害対策計画「第2編 第6章 第1節 8 物資の備蓄、調達供給体制の確保」の定めるところによる。(P53)

9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

詳細については風水害等災害対策計画「第2編 第6章 第1節 9 応急仮設住宅の設置 に係る事前対策」の定めるところによる。(P54)

10 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、県や民間業者、他県、国等との連携を整備する。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市、中部地方環境事務所及び県(環境部)は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

なお、県は、次の協定を締結している。

- ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定
 - ・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援
 - ・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者(平成 26 年1月1日)
- イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定
 - ・内容災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分
 - ・相手方 愛知県衛生事業協同組合(平成17年4月1日付け)
 - 一般社団法人愛知県産業廃棄物協会(平成17年4月1日付け)
 - 一般社団法人愛知県解体工事業連合会(平成21年3月25日付け)
 - 一般社団法人愛知県建設業協会(平成29年2月17日付け)
 - 一般社団法人愛知県土木研究会(平成29年2月17日付け)
 - 一般社団法人日本建設業連合会中部支部(平成29年2月17日付け)
- ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定
 - ・内 容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収
 - ・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会(平成17年4月1日付け)

附属資料 災害時の一時的廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

11 罹災証明書の発行体制の整備

詳細については風水害等災害対策計画「第2編 第6章 第1節 11 罹災証明書の発行体制の整備」の定めるところによる。(P54)

第6章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の 明確化を図る。
- 災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、 緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示(緊急)等の伝達手段の多重化・多 様化を図る。
- 大地震の発生時には、火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域内の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。

また、激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大等が発生し、多数の住民等が死傷したり、住居を奪われるなどにより、迅速な避難行動が行えなかったり、結果的に長期の避難生活を余儀なくされる事態が予測される。

○ 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成 を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努める。

■ 主な機関の措置

■ 工る版例の指			
区分	機関名		主な措置
第1節	市	1(1)	情報伝達手段の多重化、多様化の確保
津波警報や避難指			
示 (緊急) 等の情			
報伝達体制の整備			
第2節	市	1(1)	緊急避難場所の指定
緊急避難場所及び		2	避難路の選定
避難路の指定等			
第3節	市	1(1)	マニュアルの作成
避難勧告等の判		1(2)	判断基準の設定 <u>等</u> に係る助言
断・伝達マニュア		1(3)	事前準備
ルの作成			
第4節	市、防災上重要な	1	避難計画の作成
避難誘導等に係る	施設の管理者		
計画の策定			
第5節	市、県	1(1)	緊急避難場所の広報
避難に関する意識		1(2)	避難のための知識の普及
啓発			

第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

1 市における措置

(1) 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所及び指定避難所として災害対策基本法施行令の定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所及び指定避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の 開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指 定緊急避難場所及び指定避難所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

ア 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

- (7) 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グランド(校庭を含む。)、公共空地等が適当と考えられる。
- (4) 広域避難場所における避難1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (ウ) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置するものとする。
- (エ) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (対) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険 物等が蓄積されていない所とする。
- (カ) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m 以上、建ペい率 5%程度疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れている所とする。
- (*) 地区分けをする場合においては、地区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

イ 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を 見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、 公園、グランド(校庭を含む)、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。 なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱い とする。

2 避難路の選定

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努めるものとする。また、大地震の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。
- (2) 緊急避難場所を指定した場合、市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。
 - ア 避難路はおおむね $8m\sim10m$ の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、 危険物施設がないこと。
 - イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
 - ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。
 - エ 津波や浸水等の危険のない道路であること。
 - オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難指示(緊急)等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 津波災害事象の特性に留意すること
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - (7) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報
- ウ 「避難勧告等<u>に関する</u>ガイドライン」(内閣府)を参考にすること
- エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえる<u>とともに、いざというときに市長自らが</u> 躊躇なく避難指示(緊急)を発令できるよう、具体的な区域を設定すること
 - (7) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成 26 年 5 月 30 日愛知県防災 局公表)の浸水想定区域
 - (4) 津波浸水想定(平成26年11月26日愛知県建設部公表)における浸水想定区域
- オ <u>津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とは</u> せず、立退き避難を原則とすること
- カ 避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者避難開始、 避難勧告は発令せず、基本的には避難指示(緊急)のみを発令すること
- <u>キ</u> 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」

の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討すること

(2) 判断基準の設定等に係る助言

詳細については、風水害等災害対策編「第2編 第7章 第3節 1(2)判断基準の設定<u>等</u>に係る助言」の定めるところによる。(P58)

(3) 事前準備

詳細については、風水害等災害対策編「第2編 第7章 第3節 1(3)事前準備」の定めるところによる。(P58)

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害、複数河川の 氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (4) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - (7) 緊急避難場所、避難所の秩序保持
 - (4) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通ずる広報
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ

避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応 じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を 定める。
- イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、 他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等 について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、市公式 Web サイト及び広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとし、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った<u>際に</u>、次の事項に<u>ついて</u>、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 緊急避難場所、避難所への経路
- エ 緊急避難場所、避難所の区分
- オ その他必要な事項
 - ・指定緊急避難場所及び指定避難所の役割が違うこと
 - ・指定緊急避難場所及び指定避難所は災害種別に応じて指定がなされていること
- (2) 避難のための知識の普及

市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
 - ・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所及び指定避難 所への移動を原則とすること

- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所及び指定避難所を避難先として選択すべきであること (特に、指定緊急避難場所及び指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること)
- ・<u>津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保</u>措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること
- ウ 緊急避難場所、避難所滯在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの 避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- イ 市は、<u>指定避難所及び</u>指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。<u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>
- ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7章 避難所·要配慮者支援·帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)は、地震等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。
- 市、県及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知 県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配 慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、 自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を 把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。 その際には、あま市避難行動要支援者名簿などを活用するものとする。
- 施設等管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 市は、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名		主な措置
第1節	市	(1) 追	産難所等の整備
避難所の指定・整		(2) 排	旨定避難所の指定
備		(3) 通	 避難所が備えるべき設備の整備
		(4) 追	産難所の破損等への備え
		(5) 追	壁難所の運営体制の整備
第2節	市、県、社会福祉	(1) 社	土会福祉施設等における対策
要配慮者支援対策	施設等管理者	(2)	主宅の要配慮者対策
		(3) 强	
		(10) 9	外国人等に対する対策
第3節	市、県	J.	帚宅困難者対策
帰宅困難者対策			

第1節 避難所の指定・整備

1 市における措置

(1) 避難所等の整備

詳細ついては、風水害等災害対策編「第2編 第8章 第1節 1(1)避難所等の整備」の 定めるところによる。(P62)

(2) 指定避難所の指定

詳細については、風水害等災害対策編「第2編 第8章 第1節 1(2)指定避難所の指定」 の定めるところによる。(P62)

<一人当たりの必要占有面積>

1 m²/人	発災直後の一時的避難段階で座った状態程度の占有面積	
2 m²/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	
3 m²/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	

- ※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また避難者の 状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。
- ア 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、 通信設備の整備等を進めるものとする。
- イ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、 配慮を要する高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。)が相談等の必要な生活支援 が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。
- ウ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- (3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、 洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- ア 情報受発信手段の整備:防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、 コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- イ 運営事務機能の整備:コピー機、パソコン等
- ウ バックアップ設備の整備:投光器、自家発電設備等
- (4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

- イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の 普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
- ウ 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、各地域ごとの実 情を踏まえた避難所の運営体制の整備を図るものとする。

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、 テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討す る。

第2節 要配慮者支援対策

1 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置

- (1) 社会福祉施設等における対策
 - ア 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報 伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

- (2) 在宅の要配慮者対策
 - ア 緊急警報システム等の整備

市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」(平成22年告示第63号)に基づき、在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。また、市は、今後も要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、複数の情報伝達手段を活用し、自主防災組織や民生委員・児童委員を中心に地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、 近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体 制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるように努めるものとする。

また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などの避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

ア 市は、<u>要配慮者のうち、</u>災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、

氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要 とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定し た要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には 柔軟に対応できるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず 変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による 情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報 漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。<u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める</u>ものとする。

また、市は、市の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

- ウ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (4) 避難支援等関係者となる者
 - ア 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて避難支援計画の策定 等の支援活動を行う者
 - (7) 自主防災組織
 - (4) 民生委員・児童委員
 - (ウ) 社会福祉協議会
 - イ 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者 上記アに加え、消防機関、警察その他公的機関から派遣されて救助活動を行う者
- (5) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は以下のとおりである。
 - ア 在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護認定3~5を受けている者
 - イ 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する者(心臓、腎臓、ぼうこう、 直腸機能障がいのみで該当する者は除く。)
 - ウ 療育手帳Aを所持する者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
 - オ 市の生活支援を受けている難病患者
 - カ 上記以外で支援の必要があり、登録を希望する者
- (6) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - ア 市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者の名簿を作成するために必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して名簿台帳を作成する。

イ 県からの情報の取得

避難行動要支援者となる難病患者の情報については、県と調整の上、これを取得するものとする。

- (7) 名簿の更新に関する事項
 - ア 避難行動要支援者となる者についての名簿情報については、毎年これを更新し、名簿の 記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努めるものとする。
 - イ 市長は、名簿台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自主防災組織や民生

委員・児童委員の報告があったときは、名簿台帳の原本にその旨を記載するとともに、避 難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。

- ウ 名簿台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員・児童委員を通じて市長に報告するよう、市は避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。
- (8) 名簿情報漏えい防止のための措置
 - ア 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置
 - (7) 名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で名簿台帳を活用してはならない。
 - (4) 名簿の提供を受けた者は、名簿台帳に記載された個人情報及び支援上に知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。
 - (ウ) 名簿の提供を受けた者は、名簿台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。
 - (エ) 名簿の提供を受けた者が名簿台帳を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
 - イ 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置
 - (7) 市は、避難支援等関係者に名簿台帳を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務を負うことや個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿台帳の管理について適宜指導を行う。
 - (4) 市が避難支援等関係者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報のみを提供する。
 - (対) 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報については、支援活動後にその情報の返還を求めるものとする。
- (9) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の個別支援計画を策定するに当たっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要性があることも踏まえて計画を策定する。

(10) 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム (案内用図記号) を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体 で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

- (1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段 の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。
- (2) 事業者による物資の備蓄等の促進 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な 物資の備蓄等を促すものとする。
- (3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保 市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開 始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用 し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、 これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進 め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについ て、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

■ 基本方針

- 市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、 危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。
- 市街地の過密化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大 規模火災の発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。
 - このため、市は、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるものとする。
- 地震時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多 大の被害を生じるおそれがある。

このため、市は、海部東部消防組合消防本部及び県と連携して、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

■主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	1(1) 一般家庭に対する指導
火災予防対策に関		1(2) 防火対象物の防火体制の推進
する指導		1(3) 立入検査の強化
		1(4) 建築同意制度の活用
	市、県	2(1) 危険物等の保安確保の指導
		2(2) 震災時の出火防止対策の推進
第2節	市	1(1) 消防力の整備強化
消防力の整備強化		1(2) 消防施設等の整備強化
第3節	市	1(1) 保安確保の指導
危険物施設防災計	危険物施設の管理	2(1) 施設の保全及び耐震性の強化
画	者	2(2) 大規模タンクの耐震性の強化
		2(3) 自主防災体制の確立
第4節	高圧ガス製造施設	高圧ガス大量貯蔵所補強対策等の実施
高圧ガス大量貯蔵	の管理者	
所防災計画		
第5節	市	毒物劇物取扱施設に対する立ち入り指導の強化
毒物劇物取扱施設		
防災計画		

第1節 火災予防対策に関する指導

1 市における措置

(1) 一般家庭に対する指導

市は、区長、自主防災組織、消防団、女性消防クラブ、自治会等各種団体等を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合に危険が大きい。このため、海部東部消防組合消防本部は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

海部東部消防組合消防本部は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、 地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、 火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

海部東部消防組合消防本部は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

2 市及び県における措置

(1) 危険物等の保安確保の指導

海部東部消防組合消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は 占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する 保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するととも に、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上 必要な助言又は指導をするものとする。

なお、海部東部消防組合消防本部は、海部東部消防組合火災予防条例(昭和 46 年条例第 22 号)に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

附属資料 危険物施設数一覧

(2) 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

1 市における措置

市は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、消防体制の整備を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

附属資料 あま市消防団の構成及び分団の担当区域

海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況

あま市消防団保有の消防力

第3節 危険物施設防災計画

1 市における措置

(1) 保安確保の指導

海部東部消防組合消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・ 取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要が ある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)、第14条の3の2(定期 点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査 し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所の 所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた 耐震性に関する基準に適合するよう必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の管理者等は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年 6 月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、 排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

1 高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス製造施設は、高圧ガス保安法の定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき 補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備(貯蔵設備を含む。以下同じ。)の緊急停止や地震発生時の円滑な防 災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

なお、詳細については、風水害等災害対策計画編「第2編 第3章 第4節高圧ガス保安対 策」の定めるところによる。(P39)

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

1 市における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備機材等の配備の促進を図る。

第9章 津波等予防対策

■ 基本方針

- 地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。
- 津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を 進めていくものとする。
 - ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津 波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を 軸に、総合的な対策を講じるものとする。

■ 主な機関の措置

■ 工な版例の指		
区分	機関名	主な措置
第1節	市	1 津波危険地域の指定
津波対策に係る地		
域の指定等		
第2節	市	1 想定される津波等に対する計画の策定
津波防災体制の充	不特定かつ多数の	2 津波危険地域の周知や津波を想定した計画の策
実	者が出入りする施	定及び訓練の実施
	設の管理者	
第3節	市、県	1 津波防災知識の普及
津波防災知識の普		
及		
	市	2 津波危険地域の周知や津波を想定した情報伝
		達、避難訓練の実施等
第4節	市、県	1 津波に強いまちづくりの推進
津波等防災事業の		
推進	内水排除施設等の	2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災
	管理者	防止措置
	河川の管理者	3 堤防、水門等の点検方針・計画の作成等
第5節	市、県	1 調査・観測の継続実施
地盤沈下の防止		2 地盤沈下防止対策等の実施

第1節 津波対策に係る地域の指定等

1 津波危険地域の指定

県(防災局)は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。(平成 26 年 5 月 30 日公表)

市は、本調査結果の論理上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家 等に危険が予想される地域を「浸水地域」として指定することとする。

第2節 津波防災体制の充実

1 市における措置

- (1) 市は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。
- (2) 津波警報、避難指示(緊急)等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。
- (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示(緊急)等の伝達体制や避難指示等の発令・伝達体制を整えるものとする。
- (4) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示(緊急)等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示(緊急)のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難指示(緊急)等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示(緊急)等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。
- (5) 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。
- (6) 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。
- (7) 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
- (8) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を

あらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動 車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、 限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第3節 津波防災知識の普及

1 市及び県における措置

- (1) 避難行動に関する知識
 - ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震(震度4程度以上)を 感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うこ となく迅速かつ自主的にできる限り高い場所に避難すること。
 - イ 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも 避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難す る必要があること。
 - ウ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
 - エ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
 - オ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。
- (2) 津波の特性に関する情報
 - ア 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
 - イ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日 以上にわたり継続する可能性があること。
 - ウ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震 の発生の可能性があること。
- (3) 津波に関する想定・予測の不確実性
 - ア 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
 - イ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
 - ウ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

第4節 津波等防災事業の推進

1 市及び県における措置

- (1) 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できる限り短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できる限り短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- (3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できる限り浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、海部東部消防組合、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

2 内水排除施設等の管理者における措置

内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

3 河川の管理者における措置

- (1) 方針・計画の策定
 - ア 河川の管理者は、次の事項についても別に定めるものとする。
 - (ア) 堤防、水門等の点検方針・計画
 - (4) 堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方 針・計画
 - (対) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (2) 河川
 - ア 堤防護岸の改良、補強

濃尾平野では地盤沈下により堤防の機能及び強度の低下を来している部分がある。このため、河口部高潮堤防の嵩上げ、腹付け等により、堤防の強化のための工事を実施中である(中部地方整備局)。また、県西部の地盤沈下地域の幹川である日光川を始めとする河川については、堤防の嵩上げ、堤体の補強や護岸の整備を進める(愛知県)。

イ 水門、樋門、排水機場等の耐震化

河口部の水門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう耐震補強等を 推進する。

排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、耐震補強 を推進する。

また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

ウ 河口部や背後地が低い河川の対策

河口部や背後地が低い河川については、津波等により浸水することを防ぐため、堤防の耐震性についての調査点検を実施しており、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から堤防等の耐震化を推進する。

エ 荷揚場等の整備

河川を利用した水上輸送等を想定し、荷揚等のため国土交通省において、一色大橋船着場を整備済みである。

第5節 地盤沈下の防止

ゼロメートル地帯については、揺れや液状化により堤防の被災や津波による浸水が生じる恐れがあることから、浸水による被害の潜在的な危険度を高めないよう地盤沈下防止対策を実施する。

第10章 広域応援体制の整備

■ 基本方針

○ 詳細については、風水害等災害対策計画「第2編 第9章 広域応援体制の整備」の定めるところによる。(P69)

■ 主な機関の措置

	<u>- </u>	
区 分	機関名	主な措置
第1節	市、県	1(1) 南海トラフ地震発生時の受援計画
広域応援体制の整		
備		
第2節		風水害等災害対策計画の定めるところによる
応援部隊等に係る		(P70)
広域応援体制の整		
備		
第3節		風水害等災害対策計画の定めるところによる
支援物資の円滑な		(P71)
受援供給体制の整		
備		

第1節 広域応援体制の整備

1 市及び県(防災局)における措置

(1) 南海トラフ地震発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、 物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。市は、県 と連携し、県受援計画に沿って、広域の応援体制の構築に対応していくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

他については、風水害等災害対策計画「第2編 第9章 第1節 広域応援体制の整備」 の定めるところによる。(P69)

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

詳細については、風水害等災害対策計画「第2編 第9章 第2節 応援部隊等に係る広域 応援体制の整備」の定めるところによる。(P70)

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

詳細については、風水害等災害対策計画「第2編 第9章 第3節 支援物資の円滑な受援 供給体制の整備」の定めるところによる。(P71)

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 市、県及び国は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減 災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要 性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施の際には高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等要配慮者の 多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名		主な措置
第1節	市、県	1(1)	総合防災訓練
防災訓練の実施		1(2)	津波防災訓練
		1(3)	浸水対策訓練 (水防訓練)
		1(4)	動員訓練
		1(5)	広域応援訓練
		1(6)	防災訓練の指導協力
		1(7)	訓練の検証
		1(8)	図上訓練等
	県公安委員会	2	防災訓練に伴う交通規制
	防災関係機関	3	通信連絡訓練
	各学校等管理者	4(1)	計画の策定及び周知徹底
		4(2)	訓練の実施
		4(3)	訓練の反省
第2節	市、県、県警察	1(1)	防災意識の啓発
防災のための意識		1(2)	防災に関する知識の普及
啓発・広報		1(3)	自動車運転者に対する広報
		1(4)	家庭内備蓄等の推進
		1(5)	地震保険の加入促進
		1(6)	過去の災害訓練の伝承

第3節	各学校等管理者	1(1)	学校における防災教育
防災のための教育		1(2)	学校における計画作成及び訓練実施
		1(3)	児童生徒等に対する安全教育
		1(4)	関係職員の専門的知識の <u>涵(かん)養</u> 及び技
			能の向上
		1(5)	防災思想の普及
		1(6)	登下校(登降園)の安全確保
	 市	2	市職員に対する地震防災教育
	中部運輸局	3	自動車運転事業に従事する者に対する教育
	防災関係機関	4	防災教育の実施
第4節	市、県	1(1)	防災意識調査の実施
防災意識調査及び		1(2)	耐震相談及び現地診断の実施
地震相談の実施		1(3)	地震に関する相談の実施

第1節 防災訓練の実施

1 市及び県における措置

(1) 総合防災訓練

市は、県や国等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。特に、東海地震については、地震予知から短い時間を有効に活用して地震防災応急対策を実施するため、また誤情報・混乱を防止するため、防災担当者はもとより住民が正しい知識を持っていることが不可欠であり、広報・教育がとりわけ重要である。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

- ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住 民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには 避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。
- イ 東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。
- ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達 など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。
- エ 災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努め

る。

なお、市、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により関係機関相互に連携して行うものとする。

(2) 津波防災訓練

市及び県は、東海地震・東南海地震・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつ つ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める こととする。

- ア 津波警報等の情報伝達訓練
- イ 津波避難訓練
- ウ 水門、陸閘等の操作訓練
- (3) 浸水対策訓練(水防訓練)

浸水対策の一環として市は、<u>水防管理団体等と連携するとともに</u>、一般住民と一致団結して水災の警戒及び防御に当たり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、 各種水防広報その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置づけられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領・警戒宣言時措置要領を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加 を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測(水位、潮位、雨量、風速)
- イ 通報(電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達)
- ウ 動員(水防団、消防団、居住者、ボランティア)
- 工 輸送(資機材、人員)
- 才 工法(水防工法)
- カ 樋門、角落し等の操作
- キ 避難 (避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難)
- (4) 動員訓練

市及び県は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 広域応援訓練

市及び県は、本市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県及び他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(6) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、

きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な 指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加 を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(7) 訓練の検証

市及び県は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(8) 図上訓練等

市及び県は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動 に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング 方式)等を実施する。

2 県公安委員会における措置

県公安委員会は、災対法又は大震法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するため に、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、市が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

また、災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の派遣要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

災害対策本部長(市長)、災害対策副本部長(副市長及び教育長)が登庁困難な場合も含め、 自衛隊の派遣要請の決定、連絡方法等を県と協議し、訓練の中に含めるよう検討を行う。

4 各学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県(防災局)や市防災担当部局

等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 市、県及び県警察における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、地震発生時及び警戒宣言発令時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県から地震体験車又は地震災害に関するビデオ等を借用し、防災教育の推進を図る。 さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう 努める。

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 東海地震の予知に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の 内容
- エ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関す る知識
- オ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- カ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- キ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ク 正確な情報の入手
- ケ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- コ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- サ 警報等や避難指示 (緊急)等の意味と内容
- シ 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示(緊急)等の発令時にとるべき行動
- ス 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動
- セ 避難生活に関する知識
- ソ 家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの 取決め等)について、あらかじめ決めておくこと。)
- タ 応急手当方法の紹介、平素から住民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、家

具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容 チ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって迅速かつ適切な行動がとれるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布し、防災知識の普及の徹底を図る。

- ア 平常時の心得に関する事項
- イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項
- ウ 地震発生時の心得に関する事項
- エ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

(3) 自動車運転者に対する広報

市、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう、事前に広報紙等を通じて必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。

また、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市は、被災した場合でも、一定の<u>補償</u>が得られるよう、その制度の普及及び住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 過去の災害訓練の伝承

市及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理 し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 各学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 学校においては、児童生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行う。

なお、防災対応能力の向上を図るため、次に掲げる内容を目標とする。

- ア 地震発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなど科学的な 理解を深める。
- イ 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に 自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力を身に付ける。
- ウ 地震発生時に、児童生徒が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるよう な態度、能力を養う。
- (2) 学校においては、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童生徒の避難・誘導など、防災上必要な訓練を計画し、実施するものとする。

なお、計画作成及び訓練実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ア 訓練は学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と児童生徒の自主的活動を重視し、 十分な効果を収めるように努めること。
- イ 訓練は毎年一回以上実施し、災害の種別に応じ、学校規模、所在地の特性、施設設備の 状況、児童生徒の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、 伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。
- ウ 訓練計画策定に際しては、市や県等の関係機関との連絡を密にして、専門的立場からの 指示・助言を受ける。
- エ 訓練に当たっては、事前に施設設備の状況、器具・用具等について、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努めること。
- オ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておくこと。
- カ 訓練実施後は、十分な反省を行い、計画の修正及び整備を図ること。
- (3) 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校(幼稚園を含む。以下同じ。) において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ 学級活動(ホームルーム活動)、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮 する。

(4) 関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害 及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

(5) 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、 防災思想の普及を図る。

(6) 登下校(登降園)の安全確保

児童生徒等の登下校(登降園を含む。以下同じ。)途中の安全を確保するため、あらかじめ 登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

- (7) 通学路については、警察署、建設事務所、海部東部消防組合等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (4) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- (対) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。
- (エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。
- (対) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。
- (カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (7) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (4) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市職員に対する地震防災教育

市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項を研修会等を通じて教育する。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 予想される地震及び津波に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識
- (9) 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- 10) 今後地震対策として取り組むべき必要のある課題

3 中部運輸局における措置

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。

- (1) 講習会を媒体とした教育運行管理者講習
- (2) 広報誌を媒体とした教育交通関係団体の広報誌

4 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の 実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

1 市及び県における措置

市及び県は、住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を県及び防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

(1) 防災意識調査の実施

住民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等により防災意識 調査を必要に応じ実施する。

(2) 耐震相談及び現地診断の実施

我が家は大丈夫かという住民の不安を解消するため、無料で耐震相談を実施し、当該関連 情報を適宜広報に努める。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

(3) 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている住民のために、市並びに防災関係機関は、市役所内に地 震に関する相談窓口を設置する等、地震についての不安を持っている住民の相談に応ずるも のとする。

第12章 震災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

○ 地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年 の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や軟弱地盤地帯における宅地化、さらにはライ フライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増 大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、次のような新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

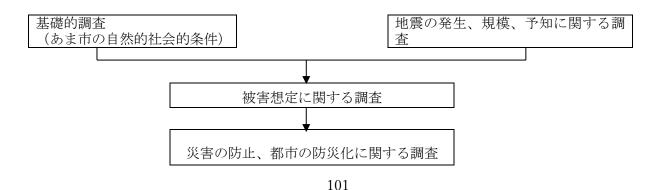
■ 主な機関の措置

区分	機関名		主な措置
第1節	市、県	1(1)	基礎的調査
震災に関する調査		1(2)	地震の発生、規模及び予知に関する調査
研究の推進		1(3)	被害想定に関する調査
		1(4)	災害の防止、都市の防災化に関する調査
		1(5)	防災カルテ等の整備
		1(6)	地籍調査

第1節 震災に関する調査研究の推進

1 市、及び県における措置

大地震による被害は複雑多様であり、特に最近の都市への人口集中、地震に弱いといわれる 新幹線、その他道路、鉄道、通信、電力、水道、ガス等の高密度の展開等によって、その被害 の甚大性、複雑性は大なるものがある。これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究し、 かつ総合化することが地震対策の基礎をなすものであり、そのための各種の調査を実施するこ とが必要である。



市では、県の調査研究等の結果や知見を継続的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

(1) 被害想定に関する主な調査研究

ア 東海地震・東南海地震等被害予測調査 (平成 14~15 年度)

海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老-桑名-四日市断層帯等を想定して、被害予測調査を行ったものである。

イ 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査 (平成 23~25 年度)

海溝型地震では、南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震・津波、②理論上最大想定モデルによる地震・津波を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施したものであり、現在の市の地震災害対策の基本条件としているものである。

(2) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。調査項目は複雑多岐にわたるが、①大震火災対策、②避難場所及び避難路、③自主防災組織等について重点的に実施することとする。

(3) 防災カルテ等の整備

市は、県の被災想定を受けて、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル(地区単位、自治会単位、学校区などの単位)でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

(4) 地籍調查

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

(5) 津波避難計画の作成

愛知県の「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査(平成23~25年度)」において 想定されたモデルにおいて、地震動とともに発生する液状化によって、市内河川の堤体のゆる み、すべりや天端の亀裂などから河川水が浸水する可能性があることが判明したことを受けて、 津波避難計画の策定を実施している。

避難計画では、南海トラフ地震(理論上最大モデル)から、次の事項を設定し、地震に伴う 浸水による住民の円滑な避難の備えとしていくものとする。

- ①津波浸水想定区域の設定(市内浸水想定面積 531ha)
- ②避難対象地域(市内16区)

地震・津波災害対策計画 第2編 災害予防 第12章 震災に関する調査研究の推進

- ③避難困難区域(市内3カ所)
- ④区別緊急避難場所の検討
- ⑤津波避難ビルの検討
- ⑥避難誘導体制の検討
- ⑦災害時要配慮者の避難対策等の留意事項
- (6) 避難所の現況調査

市は、洪水・地震による浸水・内水氾濫等の各災害時に指定緊急避難所がどのように利用できるかを確認するため現地調査を行い、次の事柄を確認する調査を実施する。

- ①建物の位置する場所の標高
- ②各階の床の標高
- ③浸水深に応じた収容人数

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢(組織の動員配備)

■ 基本方針

- 市長は、災対法第 23 条の 2 の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として 災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態制を確立する。
- 各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止する ための活動態勢を整備する。
- 各防災関係機関は、複合災害((同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員(資機材も含む。)の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災 3	日 1	週間	復旧対応期
	○あま市災害対策本部の	設置		
市	○災害対策要員の確保			
	○国又は他市町村職員	の派遣要請		
防災関係機関	○所掌する災害応急対策	の速やかな実施・体制	整備	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	1(1) 地震情報の収集・伝達
災害対策本部の設		1(2) 本部員会議の開催等
置・運営		1(3) 災害対策本部の組織
		1(4) 災害対策本部の設置及び廃止
		1(5) 設置及び廃止の伝達 (通知)
		1(6) 災害対策本部長の職務代理者
		1(7) 災害対策本部の代替場所
		1(8) 組織、任務分担
		1(9) 非常配備

第2節	市	1(1) 国の職員の派遣要請
職員の派遣要請		1(2) 他市町村の職員派遣要請
		1(3) 職員派遣のあっせん要求
		1(4) 被災市町村への市職員の派遣
第3節	市	風水害編の定めるところによる (P89)
災害救助法の適用		

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 市における措置

市長は、市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、あま市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、全力を挙げて応急対策活動を行う。

(1) 地震情報の収集・伝達

市は、市の地域に地震の発生を知った場合に迅速に非常配備体制をとるため、速やかに地震情報を収集・伝達し、本部設置に向けての所要の体制整備を行う。

市内の震度は、市役所に配備されている計測震度計により確認するとともに、テレビ・ラジオを視聴し、また県防災行政無線により県内市町村等の震度状況を確認し、地震の規模、 震源等を把握するものとする。

(2) 本部員会議の開催等

大規模な地震が発生した場合、直ちに本部員会議を開催し、被害発生状況等に応じ地震災害応急対策方針等を協議し、緊急に実施すべき応急対策から順次、速やかに実施する。

(3) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営は、あま市災害対策本部条例の定めるところによるものとし、 市の各課等は、あま市災害対策本部の各部班として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、 被災者の救難、救助など、災害の発生の防御又は拡大の防止のための各種措置を速やかに実 施する。

なお、災害対策本部を設置したときは、本庁舎正面玄関に標示板を設置するとともに、腕章の着用等を行う。

附属資料 災害対策本部の標識等

(4) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策 が概ね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

- ア 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- イ 相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 なお、必要に応じ、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。
- (5) 設置及び廃止の伝達(通知)

市は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、次の関係機関等にその旨を伝達(通

知)するとともに、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示、報告、また情報の 収集等を行う。

伝達 (通知) 先	方法
役所内	庁内放送、グループウェア
市出先機関及び学校	電話、グループウェア
あま市消防団	電話又は <u>トランシーバー</u> 、サイレン、メール
海部県民センター(県災害対策本部尾張方面本	県防災行政無線又は電話、高度情報通信ネット
部海部支部)	ワーク
津島警察署	電話
海部東部消防組合消防本部	電話
海部地区水防事務組合	電話
中部電力株式会社 津島営業所	電話
東邦瓦斯株式会社 美和サービスセンター	
西日本電信電話株式会社 一宮営業所	
区長	電話

(6) 災害対策本部長の職務代理者

災害対策本部長(市長)が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、<u>次のとおり</u>とする。

- 第1順位 副市長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長

(7) 災害対策本部の代替場所

災害対策本部は本庁舎に設置するものとするが、庁舎が被災した場合は、代替施設を<u>次の</u>とおりとする。

- 第1順位 甚目寺庁舎
- 第2順位 甚目寺総合体育館
- 第3順位 七宝公民館
- (8) 組織、任務分担

あま市災害対策本部の組織及び各部班の所掌事務は、風水害等災害対策計画「第3編 第 1章 活動態勢(組織の動員配備)」の定めるところによる。(P81)

(9) 非常配備

ア 非常配備の区分

非常配備は、次の3段階に区分する。

		時期			
非常	配備の種類	始期	終期		
第 1	準備配備	 市内において震度4の地震が発生したとき。 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき。 	災害のおそれがない事が確認したと き、又は初動体制に移行した場合。		
非常配備	初動体制	1 市内において震度4の地震が 発生した場合において総務部長 が第1非常配備を指令したと き。 2 東海地震注意情報が発表され たとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、総務部長が指令したとき 又は第2非常配備が指令されたとき。		
第2非常配備	警戒体制	 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 東海地震予知情報が発表されたとき。 その他、本部長が必要と判断したとき。 	災害の拡大のおそれがなくなり、応 急対策活動がおおむね完了し、本部長 が指令したとき又は第3非常配備が指 令されたとき。		
第3非常配備	非常体制	1 市内において震度5強以上の 地震が発生したとき。 2 その他、本部長が必要と判断 したとき。	応急対策活動がすべて完了し、本部 長が指令したとき。		

イ 自動配置

本市に非常配備基準に該当する地震が発生した場合、また東海地震に関連する情報を受理又は報道に接した場合、職員は、前記「1 非常配備の区分」に応じて、次の措置をとるものとする。

(7) 勤務時間内

- a 安全安心課は、直ちに庁内放送・電話等により、庁内職員及び市施設の職員に対して当該地震の震度、震源等の情報、取るべき注意事項等を伝達するとともに、非常配備担当職員の招集の徹底を図る。
- b 非常配備担当職員は、震度等に応じて直ちに所定の配備につくものとする。

(4) 勤務時間外

自宅等で、地震が発生した場合、また東海地震に関連する情報の報道に接した場合、 各職員は次の措置をとる。

a 非常配備担当職員

震度等に応じて、あらかじめ定められた参集場所に速やかに参集する。

b 非常配備担当職員以外の職員 自宅で待機し、緊急招集に備えるものとする。

ウ緊急招集

市長は、次のような場合には、配備基準の引上げ等を決定し、緊急連絡網により待機職員の緊急招集を行う。

- 被害の発生など、配備基準以上の配備員が必要になったとき。
- 非常配備担当職員の参集が悪いとき。

工 自主参集

待機職員は、震度が配備基準に達していない場合でも、自宅周辺の状況等から判断し、 必要と認めた場合には、自主的に参集場所に参集する。

才 参集場所

参集場所は本庁舎とするが、その他の公共施設の職員は、当該各施設に参集するものと する。

参集時の留意事項

① 参集困難な場合の措置

災害の状況により、参集場所への参集が困難な場合には、最寄りの市施設、指定避難所等に参集し、所属長に連絡するとともに、当該施設責任者の指示に基づき、必要な応急活動を 実施する。

② 参集の最優先

参集途上において、住民等から救急救助その他応急活動の実施を求められた際には、人命 に関わる救助活動以外、参集に努める。

③ 参集涂上の情報収集

道路の通行可能状況、各地区の被害状況など、気が付いた点を、逐時所属長等に報告する。

カ 初期活動の実施

迅速に災害対策本部が立ち上げられるよう、先着した職員及び当直者は協力して、主に次の初期応急活動を実施する。

- (ア) 地震情報等の収集
- (イ) 被害発生状況の把握
- (ウ) 災害対策本部の設置準備
- (エ) 応急用資機材等の配備・確保

キ 職員の動員要請

災害応急活動を実施するに当たって、対策要員が不足する場合は、部内で調整するものとするが、部内調整だけでは実施が困難な場合は、他部の応援を得て応急活動を実施する。

(7) 動員要請

各部長は、他部の職員の応援が必要な場合は、総務部長に次の事項を示して応援を要請する。

- a 応援内容
- b 応援を要する人員
- c 応援を要する日数
- d 出動場所
- e その他必要事項
- (イ) 動員の措置

総務部長は、応援要請内容、また災害対策全体の応急活動状況等を勘案して、緊急の 応急活動業務の少ない部から動員の指示を行う。

ク 関係機関への伝達

非常配備体制を敷いた場合は、直ちに次表の関係機関にその内容等を伝達する。

伝達先関係機関

あま市消防団

海部東部消防組合消防本部

海部地区水防事務組合

海部県民センター

津島警察署

第2節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請(災対法第29条)

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する 場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

- (2) 他市町村の職員の派遣要請(地方自治法第 252 条の 17) 市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。
- (3) 職員派遣のあっせん要求 (災対法第 30 条)

市長は、知事に対し災対法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第3節 災害救助法の適用

詳細については、風水害等災害対策編「第3編 第1章 第3節 災害救助法の適用」の定めるところによる。(P89)

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市長等は、災対法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災 3日	1 週間	復旧対応期
	○伝達された情報等の住民等への	0周知徹底	
+	○沿岸市町村における津波の自	自衛措置 ——————	
市	○立退きの指示		
	○避難行動要支援者の安否確認	忍・避難誘導	
_	○津波警報等の発表・伝達 ——		→
気 象 台	○地震に関する情報の発表・伝道	É	
台			

■ 主な機関の措置

区分	機関名		主な措置
第1節	気象庁又は名古屋	1(1)	津波警報等
津波警報等の伝達	地方気象台	1(2)	地震に関する情報等
	市	2(1)	情報等の内部伝達組織の事前整備
		2(2)	伝達された情報又は市計測震度計等の情報を
			住民その他関係機関への伝達
		2(3)	緊急地震速報の住民等への伝達
		2(4)	津波の自衛措置
	報道機関	3	伝達された情報等の速やかな放送等
第2節	市	1(1)	避難の伝達等
避難の指示		1(2)	避難の指示等
		1(3)	知事等への助言の要求
		1(4)	避難方法
		1(5)	避難勧告・指示の基準
第3節	市	風	水害等災害対策計画の定めるところによる
住民等の避難誘導		(P1	08)

第1節 津波警報等の伝達

1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置

気象庁又は名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報を発表する。

(1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。

(2) 地震に関する情報等

ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。(震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は地震動警報に位置づけられる。)

イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。

2 市における措置

- (1) 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画の定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。
- (3) 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (4) 津波の自衛措置

津波は、場合によっては注意報・警報が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、 情報伝達等がなくても強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっ くりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

ア 津波注意報・警報の情報収集にあっては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任 者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

3 報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

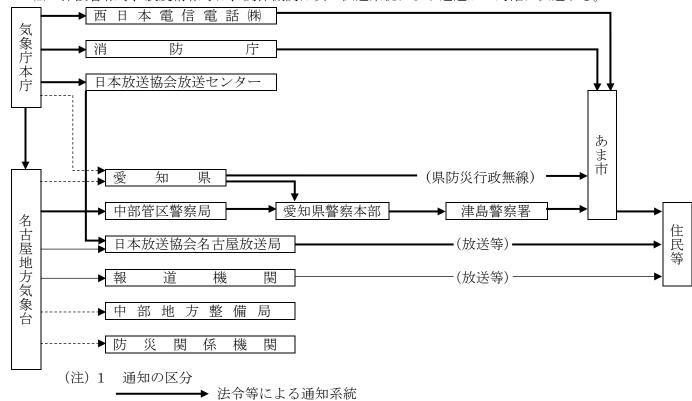
また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

4 その他防災関係機関における措置

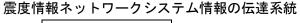
(1) 気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに市、県と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。

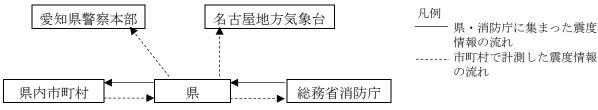
5 津波警報等情報の伝達

(1) 津波警報等、震度情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。



- ★ 法令等による通知系統★ 公衆への周知系統
- ------ その他必要と認める伝達系統
- (注) 2 伝達方法
 - 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。
- (注)3 気象庁本庁から西日本電信電話㈱には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を 行う。
- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。
- (3) 県防災局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。





6 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象(以下「異常現象」という。) を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。

第2節 避難の指示

1 市における措置

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難所、避難方法等をよく周知し、地 震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

また、平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋 内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

誘導に当たっては、できる限り自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものと し、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(1) 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等は、直ちに住民等へ伝達・広報を行う。

(2) 避難の指示等

ア 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示(緊急)を行うなど、速やかに的確な避難指示(緊急)等を発令するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示(緊急)等を発令する場合においても、住 民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示(緊急)等の対象となる 地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示(緊急)の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とは せず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

イ 地震に伴うその他災害

地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると

認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。

なお、避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努める。

(3) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台若しくは中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

(4) 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた広域避難場所又は避難所に避難する。

(5) 避難勧告・指示等の基準

避難勧告、指示の基準は次のとおりとする。

区分	内容
避難勧告の発令	◆余震などで建物崩壊、火災などの2次被害のおそれがある住民や建物
	◆応急危険度判定で、危険と判定された家屋に住居するもの

その他、詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第2章 第2節 避難勧告・ 指示等」の定めるところによる。(P104)

第3節 住民等の避難誘導

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第2章 第3節 住民等の避難誘導」の定めるところによる。(P108)

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報 を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう 努める。
- 市は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

その他、基本方針については、風水害等災害対策計画 第3編 第3章の定めるところによる。(P110)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災 3日	1 週間	復旧対応期
	○被害状況等の情報収集及び県への幸	R告	•
市	○即報基準に該当する災害の報告 ─		
113	○住民への災害広報		
	○相談窓口等の開設		•

■ 主な機関の措置

区分	機関名		主な措置
第1節	市	1(1)	地震に関する情報
被害状況等の収		1(2)	地震情報の伝達
集・伝達		1(3)	情報の収集、伝達
		1(4)	被害状況の収集・伝達
		1(5)	行方不明者の情報収集
		1(6)	報告の方法
		1(7)	重要な災害情報の収集・伝達
		1(8)	被災者台帳の作成
		1(9)	連絡先及び様式
	県警察、自衛隊、	2	航空機による被害状況の偵察
	第四管区海上保安		
	本部及び航空機を		
	所有する各機関		

第2節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる	
通信手段の確保		(P117)	
第3節	市	3(1) 広報担当者	
広報		3(2) 広報手段	
		3(3) 広報内容	
		3(4) 広聴活動	
		3(5) 報道機関への発表	

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市における措置

(1) 地震に関する情報

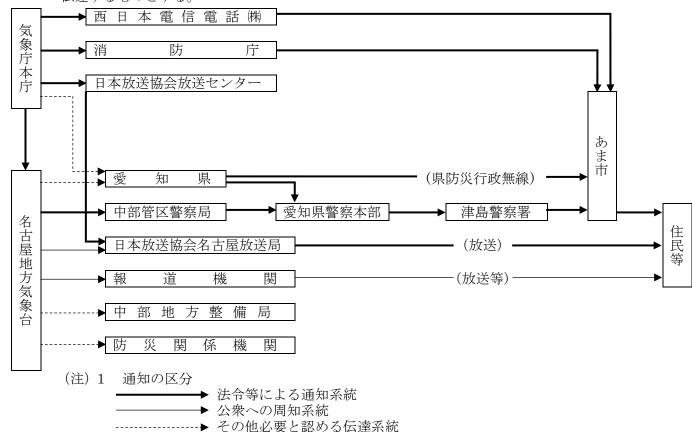
地震に関する情報

	心辰に関する情報
種類	内 容 等
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震
	の発生時刻を発表 (愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信シス
	テムにより受信)
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配
	なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を
	付加して発表
震源・震度に関す	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の
る情報	地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度
	を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関す	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所
る情報	(震源) やその規模 (マグニチュード)、愛知県及び隣接県(静岡・長野・
	岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を発表
地震回数に関する	以下に示す地域で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の
情報	回数を発表(長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐
	阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県
	中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、
	三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、
	伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖)

(2) 地震情報の伝達

ア 気象庁、名古屋地方気象台の措置

気象庁、名古屋地方気象台は、次の伝達系統により地震に関する情報を迅速かつ的確に 伝達するものとする。



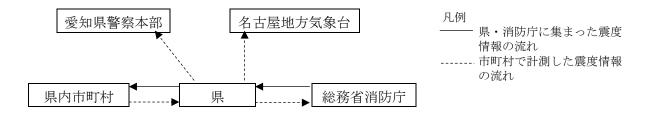
(注) 2 伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 気象庁本庁から愛知県への伝達は、緊急情報衛星同報受信システムによる。

(注)3 気象庁本庁から西日本電信電話㈱には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。

イ 県における措置

県は、震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報を関係機関に伝達する。



ウ 市における措置

市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市役所に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、正確かつ分かりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

(3) 情報の収集、伝達

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、県防災行政無線及び一般電話(FAXを含む。)の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の利用、あるいは携帯電話を利用し、又は応援協定先及び関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話が<u>輻輳</u>するので、災害時優先電話により防災 関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶 しないように設置箇所等に留意する。

(4) 被害状況の収集・伝達

ア 異常現象発見時の通報

地震に伴う災害が発生し、異常現象を発見した者は、直ちに市又は警察、海上保安<u>庁</u>に 通報するものとする。

なお、警察、海上保安<u>庁</u>が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市に通報するものと する。

イ 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害、火災、津波の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、 必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

ウ 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の 活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県 へ報告する。

この場合において、市長は、被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システム<u>や市町村防災支援システム</u>を有効に活用するものとする。

(5) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域 内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努 めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行ってい ることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など 住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等)に連絡するものとする。

(6) 報告の方法

ア 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、原則として、

県防災行政無線により報告するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話の使用や、警察等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

イ すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あら ゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

(7) 重要な災害情報の収集・伝達

ア 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の管理する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた 措置の概要を、逐次、電話等により県又は国(内閣総理大臣)に対して速やかに伝達を行う。

イ 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

ウ 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大 防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提 供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮す る。

エ 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市町村に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(8) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

(9) 連絡先及び様式

県及び消防庁への連絡先、また各報告の様式については、風水害等災害対策計画編「第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達」の様式の定めるところによる。(P111)

2 県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関の措置

大規模な地震が発生し、甚大な被害が予想される場合、県警察、自衛隊、第四管区海上保安

本部及び航空機を所有する各機関は次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察活動を実施し、その結果を災害対策本部災害情報センターに通報するものとする。

- (1) 災害発生場所、延焼の状況
- (2) 道路被害状況(道路交通機能確保状況)
- (3) 建築物の被害状況(概括)
- (4) 公共機関及び施設の被害状況
- (5) 住民の動静
- (6) その他

なお、この上空偵察結果は必要に応じ、関係市町村に連絡するものとする。

その他、詳細については、風水害等災害対策計画編「第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達」の定めるところによる。(P111)

第2節 通信手段の確保

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第3章 第2節 通信手段の確保」の定めるところによる。(P117)

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとするものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 市における措置

- (1) 広報担当者
 - 住民への災害広報は、企画財政部広報広聴・情報班が担当する。
- (2) 広報手段

市はあらゆる広報手段を活用して、住民等への災害広報を実施する。

- ア 市 web サイト掲載
- イ 広報紙等の配布
- ウ 広報車の巡回
- エ 掲示板への貼紙

- オ 自主防災会・自治会での伝達
- カ 西尾張CATV株式会社への放送依頼
- キ 報道機関(テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社)への情報提供
- ク 防災行政用無線
- ケ 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)による情報提供
- コ ソーシャルメディアによる情報提供
- サ その他広報手段

(3) 広報内容

広報すべき内容は、概ね次のとおりである。

なお、広報を実施するに際しては、高齢者、視聴覚障がい者、外国人など要配慮者に配慮するものとする。

- ア 災害発生状況
- イ 地震に関する情報
- ウ 災害応急対策の状況
- 工 交通状況
- オ 給食・給水実施状況
- カ 衣料・生活必需品等供給状況
- キ 地域住民のとるべき措置
- ク避難の指示、勧告
- ケ その他必要事項

(4) 広聴活動

混乱が終息したときは、市は、できる限り相談窓口等を開設し、また状況によっては関係機関と連携して、被災住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

(5) 報道機関への発表

市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

基本方針については、風水害等災害対策計画 第3編 第4章の定めるところによる。(P121)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災 3	日	1 週間	復旧対応期
市	○知事・他市町村に対す○県内広域消防相互応援○緊急消防援助隊の要請○県に対する海上保安庁○災害派遣要請者に対す○災害ボランティア	協定に基づく援助要 の応援要請 る自衛隊の派遣要請	請	
自衛隊	○災害派遣 ───			-
機防製災	○相互の応援要請○資料・調査成果の交○災害派遣要請者に対		請依頼	•

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる(P122)
第2節 応援部隊等による 広域応援等	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる(P124)
第3節 自衛隊の災害派遣	市又は関係機関	風水害等災害対策計画の定めるところによる(P124)
第4節 ボランティアの受 入	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる(P133)
第5節 防災活動拠点の確 保	市	1 防災活動拠点の確保
第6節 南海トラフ地震の 発生時における広 域受援	市、県、防災関 係機関	1(1) 緊急輸送ルートの確保 1(2) 救助・救急、消火活動 1(3) 災害医療活動 1(4) 物資調達 1(5) 燃料供給

第1節 応援協力

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第4章 第1節 応援協力」の定めると ころによる。(P122)

第2節 応援部隊等による広域応援等

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第4章 第2節 応援部隊等による広域 応援等」の定めるところによる。(P124)

第3節 自衛隊の災害派遣

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第4章 第3節 自衛隊の災害派遣」の 定めるところによる。(P124)

第4節 ボランティアの受入

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第4章 第4節 ボランティアの受入」の定めるところによる。(P133)

第5節 防災活動拠点の確保

1 防災活動拠点の確保

南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表1のとおりとなっている。

表 1 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向か	広域応援部隊
	って移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各	の派遣機関
	施設管理者の協力にて設置するもの	
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動	広域応援部隊
	すると際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協	の派遣機関
	力にて設定するもの	
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、	市・県
	燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があ	
	らかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点	市・県
	①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠	
	点	
	②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な	
	空からの救助活動のために活用が想定されることが予	
	想される拠点	
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国に	市

	よる調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠	
	点であり、市町村が設置するもの	
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定	国・県(港湾
	する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	管理者)
大規模な広域防災	南海トラフ地震が発生した場合に、県が全国の防災関係	県
拠点	機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるた	
	めに設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、	
	医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広	
	域的に行う拠点	

表2 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時的 に集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するに当たり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点

その他、詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第4章 第5節 防災活動拠点の確保」の定めるところによる。(P134)

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

1 市、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急 輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助·救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるため の活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が県を経由して市からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、 配分に係る活動

(5) 燃料供給

地震・津波災害対策計画 第3編 災害応急対策 第4章 応援協力・派遣要請

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出 教助対策

■ 基本方針

- 市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市 長)、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に 救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行 うために、防災航空隊を設置し、防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災 3日	1週間	復旧対応期
	○救出活動		
+	○他市町村又は県への応	援要求	
市	○広域的な消防隊の応援	要請	
	○防災へリコプターの応援	要請	
関	○応援要求への協力		
関 係 機 関	○避難救出活動への協力		
関	○航空機の運用調整へ	の協力	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置		
第1節	市	1(1) 方針		
救出・救助活動		1(2) 住民の初期活動		
		1(3) 市の救出活動		
第2節	市	風水害等災害対策計画(P141)		
愛知県防災ヘリコ				
プターの活用				

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

(1) 方針

大規模地震が発生した場合には、倒壊家屋等の下敷き、落下物、車両事故等による数多くの負傷者が現出するものと考えられる。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及 び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救 助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

(2) 住民の初期活動

ア 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、倒壊家屋等からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たるものとする。

イ 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、 また必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

(3) 市の救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

ア 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を活用して迅速、的確かつ計画的に 救出活動を行う。

附属資料 海部東部消防組合所有の救出資機材一覧

イ 応援協定に基づく応援要請

災害の状況により、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合には、海部東部消防組合 消防本部に対して「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」 に基づき他市町村の消防機関の応援要請を依頼する。

なお、緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、海部東部消防組合消防長は、これを指揮し、 迅速に重点的な部隊の配置を行う。

ウ 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事(海部県民センターを経由して) に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

その他、詳細については、風水害等災害対策計画 第3編 第5章 第1節 「救出・ 救助活動」の定めるところによる。(P137)

第2節 愛知県防災へリコプターの活用

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第5章 第2節 愛知県防災へリコプター の活用」の定めるところによる。(P139)

第6章 消防活動 危険性物質対策

■ 基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員 はもとより住民、事業者あげて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、 重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規 模災害等から住民の生命、身体及び財産を保護する。
- 大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、市及び海部東部消防組合消防本部は、発災時において住民、事業所等に対し、出火防止と初期消火の徹底をあらゆる手段をもって呼びかけるとともに、あま市消防団を含め、その全機能をあげて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行うものであるが、特に、住民に与える影響の重要度合い等を考慮し、災害事象に対応した防御活動を展開し、大震火災から住民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、 災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさ ないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災 3	日 1 週	[間 復旧対応期	月 月
	○火災全体状況の把握・	対応		
	○大震火災防御計画の樹	<u> </u>		
市	○広域的な消防部隊の	応援要請		
ιþ	○被害状況の把握及び県	への連絡		
	○応援の必要性等の県	への連絡		
	○周辺住民等への情	報提供		
消	○延焼火災その他災害の	防御		
消防団				
管事	○情報収集及び防災要員	の確保		
管理者又は占有者、事業所の所有者、	○応急措置及び通報			
文の	○情報提供及び広報			
占有				
月 石 者				

■ 主な機関の措置

区分	機関名		主な措置
第1節	市(消防の一部組	1(1)	火災の全体状況の把握・対応
消防活動	合、消防を含む一	1(2)	大震火災防御計画の樹立
	部組合を含む)	1(3)	広域的な消防部隊の応援要請
	消防団	2(1)	延焼火災その他災害の防御
		2(2)	資機材等の整備の検討
第2節	事業所の管理者、	1(1)	情報収集及び防災要員の確保
危険物施設対策計	管理者又は占有者	1(2)	応急点検及び応急措置
画		1(3)	情報の提供及び広報
	市	2(1)	被害状況の把握及び県への連絡
		2(2)	活動状況等の連絡
第3節	事業所の所有者、	1(1)	予想される被害・状況等
毒物劇物取扱施設	管理者又は占有者	1(2)	応急措置・通報等
対策計画		1(3)	被害拡大防止
	市	2(1)	被害状況の情報収集
		2(2)	被害状況の把握及び県への連絡
		2(3)	応援の必要性等の県への連絡
		2(4)	事故処理剤確保の県への要請
		2(5)	周辺住民等への情報提供

第1節 消防活動

1 市 (消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む)の措置

- (1) 市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- (2) 市は災害事象に対応した防御活動を展開し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生の規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (7) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (4) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。

(ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震災防御計画の推進

(ア) 防御方針

- a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的 に防御する。
- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中 して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
- d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
- e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- f 高層建築物、地下街、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない 火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(4) 重要対象物の指定

海部東部消防組合消防長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中枢機関、住民生活に直接影響を及ばす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を 延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水 利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

(エ) 避難地・避難路

避難地は市が定めたの「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、 防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(オ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、 通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁と それぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

(力) 部隊運用要領

a 消防の組織

(a) 消防隊の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、海部東部消防組合に 消防隊を設置する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

- b 消防隊の部隊運用要領
 - (a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。
 - (b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御に当たる部隊運用を図る。
- (キ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署(本部)に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署(本部)との調整を図る。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

2 消防団における措置

(1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は 住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊の予備軍の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は 班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

第2節 危険物施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急点検及び応急措置

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を 及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確 な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報 活動を積極的に行う。

2 市における措置

(1) 被害状況の把握及び県への連絡

市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 活動状況等の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

附属資料 危険物施設数一覧

第3節 毒物劇物取扱施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 予想される被害・状況等

屋外の毒物劇物貯蔵タンク設備は、事故時の流出を防止するための防液堤などの設備が設けられており、通常の震災では、大規模な被害を受ける可能性は少ないと考えられる。

しかし、激甚な大規模災害時において、貯蔵タンク、防液堤などの設備が破壊した場合には、毒物劇物の外部への流出が予測される。

- (2) 応急措置・通報等
 - 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(3)の措置を実施するものとする。
- (3) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

2 市における措置

- (1) 地震発生後、毒物劇物タンク等の被害状況の情報収集に努める。
- (2) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する 概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (3) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- (4) 市は、海部東部消防組合消防本部と協力して事故処理剤の確保に努めるものとするが、災害の状況等により事故処理剤が不足する場合には、県に対して事故処理剤の確保について要請するものとする。
- (5) 地震により災害が発生し、当該施設の従業員、周辺住民等に被害を及ぼしたり、不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

附属資料 毒物・劇薬貯蔵・取扱所数一覧

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

○ 津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災 3日	1週間	復旧対応期
	○医療救護所の設置等、地域の)医療体制確保	
	○地域災害医療対策会議への参	沙 画	
	○DPAT の派遣要請		
市	○DMAT の派遣要請		
	○保健活動及び心のケア・		
	○防疫組織の編成		
	○防疫活動 ——		

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P142)
医療救護		
第2節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P145)
防疫·保険衛生		

第1節 医療救護

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第6章 第1節 医療救護」の定めるところによる。(P140)

第2節 防疫・保健衛生

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第6章 第2節 防疫・保健衛生」の定めるところによる。(P143)

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、 くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急車両の通行ルートを確保する。
- 県、市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災 :	3 日 1 週	間 復旧対応期
	○道路被害情報の収集及	及び関係機関との情報共有	·
	○道路、橋梁等の緊急征	复旧、緊急輸送道路の確保	<u> </u>
市	○情報の提供 ───		
III	○応援要求		
	○人員・物資等の輸送	手段確保	
	○他市町村・県への記	周達あっせん要請 アルファイ	

※ 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体(愛知県土木研究会、 愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部)により実施

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置	
第1節	県警察	1(1)	大震災発生時の交通規制計画
道路交通規制等		1(2)	エリア交通規制
第2節	中部地方整備局	1(1)	道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の
道路施設対策			機能確保
	中日本高速道路株	2(1)	道路情報の収集及び関係機関との情報共有
	式会社、愛知県道		
	路公社、名古屋高		
	速道路公社		
	市	3(1)	道路被害情報の収集及び関係機関との情報共
			有

		3(2)	道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機
			能確保
		3(3)	情報の提供
第3節	名古屋鉄道株式会	1(1)	災害対策本部の設置
鉄道施設対策	社	1(2)	緊急対応措置の実施
		1(3)	諸施設関係
第4節	市	1(1)	人員・物資等の輸送手段の確保
緊急輸送手段の確		1(2)	他市町村・県への調達あっせん要請
保			

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

(1) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通道路として災害 応急対策車両等の通行を確保する。

(2) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動を行う。

その他、詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第7章 第1節 2警察官に おける措置」の定めるところによる。(P148)

2 自動車運転者の措置

- (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、 原則として徒歩で避難すること。
 - ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できる限り安全な方法により道路の左側に停止 すること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の 状況に応じて行動すること。
 - ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに 十分注意すること。
 - エ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。
 - オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所

には駐車しないこと。

- (2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
 - ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。)内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
 - (4) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊 急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官又は道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(以下、道路管理者等という。)の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

3 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 中部地方整備局における措置

(1) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」の定めるタイムラインに留意する。

2 中日本高速道路株式会社における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

地震による災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うため震災点検を 実施し、被災状況及び交通状況の把握に努める。

種類	実施時期	点検内容
状況把握点検	地震発生直後	速やかな被災者援助と交通確保に資するため、道路の損傷状
		況、利用者の被害状況、沿道、沿線の状況等を点検するもの
応急復旧点検	状況把握点検	上下線分離の道路については最低上下各1車線又は片側2車

実施後直ちに	線を、非分離の道路については最低1車線を速やかに確保す
	るため、どのような応急復旧が必要か点検するもの

3 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システム<u>、くしの歯防災システム</u>の活用により、関係機関との間で情報の共有 を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、 道路機能を確保する。

なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」の定めるタイムラインに留意する。

- ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急 の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うもの とする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動を行うものとする。
- エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 鉄道施設対策

1 名古屋鉄道株式会社における措置

名古屋鉄道株式会社(以下「鉄道事業者」という。)は、非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護・誘導及び被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 緊急対応措置の実施

ア 乗務員関係

- (7) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上、 津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- (4) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
- (ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
- (エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

- (7) 地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。
- (4) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
- (ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
- (エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
- (対) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に 努める。
- ウ 鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活 用して緊急通信連絡を行う。
- (3) 応急復旧活動の実施
 - ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施 設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
 - イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員 のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。
 - ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

第4節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

- (1) 市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項

その他、詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第7章 第3節 緊急輸送手段の確保」の定めるところによる。(P151)

第9章 浸水•津波対策

■ 基本方針

- 本市は、沖積層の軟弱地盤地帯に位置し、また標高は1メートル未満で市全域が起伏のほとんどない平坦地であるため、沖積層の軟弱地盤地帯に建設されている堤防、護岸では地震による外力や地盤の液状化により、崩壊、沈下、亀裂、傾斜等の被害が生じ、また、水門、樋門、樋管等については、主に沖積層の厚いところに構築されているので、地盤の不等沈下により門扉の操作不能、樋管の折損等が想定される。
- 市は、海部地区水防事務組合と連携協力して、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「市水防計画」に準拠した上で実施する。
- 津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずる。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1 週間	復旧対応期
市	○情報の伝達 -	点検及び応急復旧―	娘の既知	*
	○避難拍示 (緊急	急)等の発令、海岸	様の監視、¦ 巡凹	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置	
第1節	市、県、関係機関	1(1) 点検及び応急復旧	
浸水対策		1(2) 浸水対策資機材	
		1(3) 漏、溢水防止応急復旧活動	
第2節	市	1(1) 情報の伝達等	
津波対策		1(2) 避難指示 (緊急)等の発令	
		1(3) 津波の自衛措置	

第1節 浸水対策

1 市、県及び関係機関における措置

(1) 点検及び応急復旧

ア 地震が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨 による二次災害の可能性が認められる箇所においては、速やかに応急復旧を行うものとす る。

イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、 速やかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

ア 海部地区水防事務組合は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫 等の資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めてお くものとする。

イ 県への応援要請

水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際しては、県に応急支援を要請する。

- (3) 漏、溢水防止応急復旧活動
 - ア 各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を 実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。
 - イ 可搬式ポンプが不足した場合には、県に要請するものとする。

第2節 津波対策

1 市における措置

(1) 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の伝達は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」の定めるところによりサイレン、半鐘等様々な手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

(2) 避難指示 (緊急) 等の発令

ア 避難指示 (緊急)等

津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示(緊急)を行うなど、速やかに的確な避難 指示(緊急)等を行うものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示(緊急)等を発令する場合においても、住 民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示(緊急)の対象となる地 域を住民等に伝達するものとする。

その他地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、避難指示 (緊急)等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努める。

イ 避難準備・高齢者等避難開始

一般住民に対して避難準備(家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備)を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(要配慮者避難)情報を伝達する。

また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難所を

開設する。

ウ 屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内 での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

エ 対象地域の設定

避難準備・高齢者等避難開始や避難指示(緊急)を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(3) 津波の自衛措置

津波は、場合によっては注意報・警報が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、 情報伝達等がなくても強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっ くりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

ア 市長は自らの判断で、直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難する よう指示を行う。

イ 津波注意報・警報の情報収集にあっては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任 者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行う。

2 その他の措置

その他の津波災害に対する対策は、県、関係市町村及びその他の防災関係機関が、第1節「浸水対策」のほか、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「交通の確保・緊急輸送対策」などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

基本方針については、風水害等災害対策計画 第3編 第9章 「基本方針」の定めるところによる。(P161)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1 週間	復旧対応期
	○避難所の開設・資	重営		
	○他市町村・県~	への応援要求		
	○避難所・在宅等は	こおける福祉ニー	ズの把握と福祉人材の確	保 ———
-	○福祉避難所の	の設置		
市	○外国人への情報	₩提供 		
	○帰宅困難者に対	対する情報提供 -		-
	○帰宅困難者の救	対助・避難所等対	策の実施	
	○事業者等に対する	る一斉帰宅の抑制	呼びかけ	
考 惠	○安否確認や交通情	青報等の収集		
者事等業	及び従業員等の-	一斉帰宅の抑制		

■ 主な機関の措置

■ 工な1成例の1日			
区分	機関名		主な措置
第1節	市	1) 避難の状況の	把握
避難所の開設・運		2) 開設予定避難	所の安全性の確保
営		3) 職員の派遣	
		4) 学校機能の早	期回復
		5) 避難者のプラ	イバシー確保
		6) 避難者による	自治組織発足の支援
第2節	市	風水害等災害	対策計画の定めるところによる (P167)
要配慮者支援対策			
第3節	市	1) 予想される被	害状況
帰宅困難者対策		2) 「むやみに移	動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び
		滞在場所の確	保等
		3) 災害情報、徒	歩帰宅支援ステーションの情報提供
		4) その他帰宅困	難者への広報
		5) 帰宅途中で救	援が必要となった人等の対策
	事業者、	安否確認や交	通情報等の収集及び従業員、学生、顧客
	学校等	等の一斉帰宅	の抑制

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難の状況の把握

災害時有線電話を活用して、施設管理者からの被災者の避難状況を把握する。また、休日、 勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難 状況を把握する。

附属資料 指定避難所一覧

(2) 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、 次により施設の安全性を確認する。

ア 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果をあま市災害対策本部に報告する。

イ 応急危険度判定士によるチェック

応急危険度判定士を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、県支援本部に応援を要請する。

(3) 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたらせるものとする。

(4) 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。 避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒と の住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

(5) 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など 避難者への配慮を行う。

(6) 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

また、避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等について、各避難所の 自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、 必要に応じてボランティア等に対して協力を求める。

その他、詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第9章 第1節 避難所の開設・ 運営」の定めるところによる。(P162)

第2節 要配慮者支援対策

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第9章 第2節 要配慮者支援対策」の定めるところによる。(P166)

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

(1) 予想される被害状況

平常、通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が他市町村に流出等しており、 大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多数発生するこ とが想定される。

県が実施した直近の調査によると、本市には約 3,700 人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

(2) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。

(3) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(4) その他帰宅困難者への広報

市においては、広報紙など各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(5) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者、学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、 災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安 全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

基本方針については、風水害等災害対策計画 第3編 第10章 「基本方針」の定めると ころによる。(P168)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1 週間	復旧対応期
市		斗・生活必需品等の供給── 寸・県への応援要求	•	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	1(1) 応急給水量
給水		2(1) 東海地震警戒宣言時の広域応援
第2節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P172)
食品の供給		
第3節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P174)
生活必需品の供給		

第1節 給水

1 応急給水

(1) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量(マ゚ス゚/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生~3日	3	概ね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4 日~10 日	20	概ね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11 日~21 日	100	概ね 100m 以内	同上
22 日~28 日	被災前給水量(約 250)	概ね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

2 応援体制

(1) 東海地震の警戒宣言が発せられた場合等の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援

地震・津波災害対策計画 第3編 災害応急対策 第11章 水・食品・生活必需品等の供給

実施要綱」によるものとする。

その他、詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第10章 第1節 給水」の定めるところによる。(P168)

第2節 食品の供給

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第10章 第2節 食品の供給」の定める ところによる。(P171)

第3節 生活必需品の供給

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第10章 第3節 生活必需品の供給」の 定めるところによる。(P173)

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

基本方針については、風水害等災害対策計画 第3編 第11章 「基本方針」の定めると ころによる。(P175)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日 1	週間	復旧対応期
津島警察署	○地域安全活動の強化	L		•
市	○環境汚染事故の把握○関係機関への情報○環境調査○人員・資機材等の局○連絡調整及び支援	限提供及び事業者への指導 ご援依頼		*

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P175)
環境汚染防止対策		
第2節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P176)
地域安全対策		

第1節 環境汚染防止対策

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第11章 第1節 環境汚染防止対策」の 定めるところによる。(P175)

第2節 地域安全対策

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第11章 第2節 地域安全対策」の定めるところによる。(P176)

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

基本方針については、風水害等災害対策計画 第3編 第12章「基本方針」の定めるところによる。(P177)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
	○遺体の排	捜索・収容 ――――		
+	○遺体の	の処理及び一時保存 ―		
市		○遺体の埋火葬 ──		-
	○他市町村	付又は県への応援要求		
警 ,,	○検視	(調査) の実施		
警察署	○歯≉	科医師会への応援要請	į	
19				

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P178)
遺体の捜索		
第2節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P179)
遺体の処理		
第3節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P180)
遺体の埋火葬		

第1節 遺体の捜索

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第12章 第1節 遺体の捜索」の定める ところによる。(P178)

第2節 遺体の処理

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第12章 第2節 遺体の処理」の定める ところによる。(P179)

第3節 遺体の埋火葬

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第12章 第3節 遺体の埋火葬」の定めるところによる。(P180)

第14章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合 判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るととも に、早期復旧を実施し、さらに被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 緊急対応措置として、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じる。 その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする 最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導 水及び浄水施設の充分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場等の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排 水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を 招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1 退	間	復旧対応期
	○応急復旧活動	の実施(上水道、	工業用水、	下水道) ——	•
市	○応援の要請				
	○応援・受	援体制の確立			
	○非常災害対策本部の	設置			
	○情報の収集と伝達				
中部電力	○危険防止措置の	実施 ————			
電力	○応急復旧活動	の実施			
73	○要員、資機材等	の確保			
	○広報活動の実施				

	○災害対策本部の設置
Lifi	○情報の収集
LPガス位	○緊急対応措置の実施 ────
Pガス協会	○応援の要請
会	○応急復旧活動の実施
	○広報活動の実施
西 N	○重要通信の確保及び通信の途絶の解消
西 N 日 T 本 T	
重	○放送事業の継続
事 業 業 考	
=	○郵便事業の継続
事 郵 業 便	

■ 主な機関の措置

■ 上が版例の			
区分	機関名		主な措置
第1節	中部電力株	1(1)	予想される被害・状況等
電力施設対策	式会社、電源	1(2)	非常災害対策本部の設置
	開発株式会	1(3)	情報の収集と伝達
	社	1(4)	危険防止措置の実施
		1(5)	応急復旧活動の実施
		1(6)	要員、資機材等の確保
		1(7)	広報活動の実施
		1(8)	広域運営による応援
		1(9)	激甚な大規模災害が発生した場合の対策
第2節	東邦瓦斯株	1(1)	予想される被害・状況等
ガス施設対策	式会社	1(2)	災害対策本部の設置
		1(3)	情報の収集
		1(4)	津波からの避難対策
		1(5)	緊急対応措置の実施
		1(6)	応援要請
		1(7)	応急復旧作業
		1(8)	広報活動の実施
		1(9)	激甚な大規模災害が発生した場合の対策

	LPガス (プ	2(1)	予想される被害・状況等
	ロパンガス)	2(2)	災害対策本部の設置
	施設	2(3)	情報収集
		2(4)	緊急動員
		2(5)	応援要請
		2(6)	緊急対応措置
		2(7)	応急復旧作業
		2(8)	広報活動
		2(9)	甚大な大規模災害が発生した場合の対策
第3節	水道事業者	1(1)	予想される被害・状況等
上水道施設対策	(市、県)	1(2)	配管設備破損の場合
	名古屋市上	1(3)	応援の要請
	下水道局	1(4)	応援・受援体制の確立
		1(5)	その他
第4節	下水道管理	1(1)	予想される被害・状況等
下水道施設対策	者	1(2)	応急復旧活動の実施
	(市、県)	1(3)	応援の要請
第5節	市、県、防災		風水害等災害対策計画の定めるところによる(P189)
通信施設の応急	関係機関、事		
措置	業者		
第6節	日本郵便株		風水害等災害対策計画の定めるところによる(P190)
郵便業務の応急	式会社		
措置			

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社及び電源開発株式会社における措置

(1) 予想される被害・状況等

ア発変電設備

主要施設及び主要電力機器は、十分な対策を実施しているので大きな被害は生じないが、 地震動等により電力設備破損の被害が予想される。

イ 送配電設備

架空送電線は、地盤沈下などによる支持物の傾斜や電線の振動による断混線などの被害が予想される。配電線は、網状に施設してあるので地盤変形あるいは一般家屋の倒壊火災等による被害が予想される。

(2) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には中部電力株式会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(3) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(4) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(5) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

- (ア) 電力会社側
 - a 火力設備
 - b 超高圧系統に関連する送変電設備
- (1) 利用者側
 - a 人命にかかわる病院
 - b 災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(7) 発変電設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(4) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携し、協力し、迅速な復旧に努める。

(6) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ請負会社等及び他電力会社へ応援を 依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

(7) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時における PR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、 ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(8) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(9) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

大規模災害が発生した場合の対策に加えて、交通・通信網の途絶を考慮し、初動体制、情報の早期収集等の対策を講ずる。

ア 初動体制の確立

自動出社を制度化し、任務・運営方法等の明確化を図る。

イ 情報の早期収集と伝達

早期情報収集のため、ヘリコプターの自動出動の制度化及び収集した情報の早期伝達方法の整備を図る。

ウ 広域応援体制の整備

他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう、受入体制を整備する。

エ 資機材等の多面的輸送手段の整備

海上輸送を含めた輸送手段のより一層の充実を図る。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 予想される被害・状況等

ア ガス供給設備

(7) 高圧·中圧A導管

溶接鋼管を使用しているので、相当の地震に耐えることができ、被害の発生する可能 性は少ない。

(4) 中EB·低压導管

液状化現象などが発生する地域では、低圧導管のうち小口径ねじ接合交換等の一部で 被害の発生が想定される。

直下型地震が発生した場合には、活断層付近や大規模な液状化現象等が発生する地域において、低圧導管を中心に相当の被害の発生が考えられる。

イ ガス製造設備

製造設備は耐震設計がなされており、特に大きな被害は発生しないと考えられる。

(2) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに東邦瓦斯株式会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)

(3) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(4) 津波からの避難対策

ア 津波警報等が発表された場合、震度 4 程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。

また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市町村が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。

イ 津波警報等が発表された場合は、着桟中のLNG船等に対し港外避難を要請する。

(5) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、 火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位で の供給停止を行う。

(6) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(7) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- ア 需要家の閉栓の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓、試点火

(8) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

(9) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ア ガス供給停止

各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な 中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

- イ 救援隊の受入れ
 - 一般社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。
- ウ 応急復旧用資機材置場等の確保

大規模な災害復旧活動のために、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となるので、関

係諸官庁等と連携し、迅速な確保に努める。

エ 応急復旧作業

応急復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

2 LPガス (プロパンガス) 施設における措置

(1) 予想される被害・状況等

LPガス(プロパンガス)は、個別供給方式であるため、広範かつ大規模な災害の発生は考えられない。消費設備については、配管のねじ部の亀裂発生、折損等が危惧されるが、マイコンメーターが設置されているので、大量のガス漏洩は考えられないし、供給設備についても、容器は、鎖による固定及び高圧ホースに接続されているので、転倒の心配はほとんどない。また、配管ホースが離脱、折損した場合も、ガス放出防止器が設置されているものは、ガス漏洩はない。

しかしながら、被害の状況によっては、建物の倒壊、火災の発生等に伴い、ガス漏洩、引 火等のおそれもある。

(2) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

(3) 情報収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察する とともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(4) 緊急動員

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(5) 応援要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対 策本部は相互支援体制に移行する。

(6) 緊急対応措置

「愛知県LPガス災害対策マニュアル」に基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。

(7) 応急復旧作業

「愛知県LPガス災害対策マニュアル」に基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

(8) 広報活動

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

(9) 甚大な大規模災害が発生した場合の対策

ア 緊急対応措置

被害状況の確認と二次災害の発生防止に努める。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行う。

安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

イ 広域応援体制の整備

一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

ウ 応急復旧

応急復旧は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病 院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

第3節 上水道施設対策

1 水道事業者(市及び県)における措置

断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。また、この応急給水及び施設復旧は、被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

(1) 予想される被害・状況等

東海地震のような大規模地震においては、軟弱地盤に埋設された管路(導水管、送水管、配水管、給水管)は多数の折損、破裂、継手の離脱が生じ、一般地盤においても強度が低下 している石綿セメント管等の老朽管について折損、破裂が生じるものと考えられる。

また、直下型の激甚な大規模地震においては、水源・浄水場等の構造物については地震力 あるいは地盤変状により一部において被害を受けるものの、給水への支障は比較的少ないと 考えられるが、管路については耐震機能のない配管の抜け出し、管自体の折損、伸縮継手の 損傷等の被害が生じ、その影響は、上記の大規模地震を大きく上回ることが予測される。

(2) 配管設備破損の場合

ア 配管設備破損の場合

- (7) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (4) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用 栓を設置する。
- (ウ) 県(企業庁)の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、早期復旧に努めるとともに、その間浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管

によって導水路へ連絡する。

(3) 応援の要請

ア あま市上水道課並びに名古屋市上下水道局は、施設の復旧が困難な場合は、「水道災害相 互応援に関する覚書」に基づき、近隣水道事業者あるいは県に応援を要請する。

- イ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援 実施要綱」によるものとする。
- (4) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、状況により県に対して国への応援要請あるいは自 衛隊の派遣要請を要求する。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

- (5) その他
 - ア 水道の工事業者などと連絡を密にして、災害時の緊急体制を整備しておく。
 - イ 仮配管などの必要性から水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握 しておく。
 - ウ 近隣の上水道の配水管等と相互に連絡して、早期部分給水を配慮する。

第4節 下水道施設対策

1 下水道管理者(市及び県)における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 予想される被害・状況等

東海地震のような大規模地震においては、軟弱地盤に埋設された下水管渠の折損、破裂や ポンプ場、終末処理場等の構造物において被害を受けるものが生じるものと考えられる。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、 断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能に影響が出た場合、あま市下水道事業業務継続計画(あま市下水道 BCP) における管渠復旧優先順位に基づき、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応 急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(3) 応援の要請

市は、施設の復旧が困難な場合は県に応援を要請する。

第5節 通信施設の応急措置

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第13章 第6節 通信施設の応急措置」の定めるところによる。(P188)

第6節 郵便業務の応急措置

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第13章 第7節 郵便業務の応急措置」 の定めるところによる。(P189)

第15章 住宅対策

■ 基本方針

- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時 的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうか、 また被災した宅地の安全性はどうかなど、応急的な判断は、専門的知識を持たない被災者に は困難である。そこで、あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な 危険度判定をし、その危険性を周知することにより、余震等による二次災害を未然に防止し、 住民の生命の保護を図るものとする。

その他、基本方針については、風水害等災害対策計画 第3編 第20章 の定めるところによる。(P206)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災 :	3日 1;	周間	復旧対応期
	《応急危険度判定の実施》			
	○被災建築物応急危	- 対験度判定実施本部等の記	大置	
	○判定活動の実施	也		
	《被災住宅等の調査》			
	○被災住宅等の)調査 		
	《公共賃貸住宅等への一時』	八居》		
	○提供する住宅の	選定・確保		
市		○相談窓口の開設	○一時入居の開始	
	○応援協力	の要請		
	《応急仮設住宅の設置》			
	○設置の勢	- に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	- - ○建設用地の確保	
			○入居者の選定・	運営管理
	《住宅の応急修理》			
	《障害物の除去》		○応急修理の実施の	補助
		○障害物の除去		

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置	
第1節 被災建築物応急危 険度判定及び被災 宅地危険度判定	市	1(1)予想される被害・状況等1(2)被災建築物応急危険度判定支援本部等への支援要請1(3)実施本部の設置1(4)判定活動の実施	
第2節 被災住宅等の調査	市	1(1)住宅の被害状況1(2)被災地における住民の動向1(3)応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等1(4)その他住宅の応急対策実施上の必要な事項	
第3節 公共賃貸住宅等へ の一時入居	市、県、地方住 宅、供給公社、 都市再生機構	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P208)	
第4節 応急仮設住宅の設 置及び管理運営	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P208)	
第5節 住宅の応急修理	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P209)	
第6節 障害物の除去	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P210)	

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

1 市における措置

(1) 予想される被害・状況等

大地震により、多くの建築物・宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した建築物・宅地により、その後の余震等による住民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。

- (2) 被災建築物応急危険度判定支援本部等への支援要請
 - ア 県が応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災 宅地危険度判定支援本部(以下「県支援本部」という。)を設置するので、市は、必要に応 じて県支援本部に判定士の派遣、危険度判定に必要な資機材の調達等の支援を要請する。 なお、応急危険度判定実施時の市の役割は、次のとおりである。
 - (7) 市区域の災害状況の把握
 - (4) 判定対象区域及び対象建築物の決定
 - (ウ) 応急危険度判定に必要な備品の調達
 - (エ) 地元判定士の招集、応援判定士の要請及び受入事務

- (オ) 判定実施本部の運営及び応急危険度判定の実施
- (カ) 応急危険度判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供
- (き) その他必要な事項
- イ 災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本 部(以下「実施本部」という。)を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に 応じて県支援本部へ支援要請を行う。
- (3) 実施本部の設置

市は、市の区域で応急危険度判定を実施するに当たり、実施本部を設置する。

(4) 判定活動の実施

実施本部は、直ちに市域の災害状況を把握し、判定対象区域及び対象宅地・建築物を決定するとともに、判定実施計画を作成するものとする。

また、実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定実施計画に基づき判定活動を実施する。

さらに、判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険 度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していること を踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等につ いて、被災者に明確に説明するものとする。

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建交付金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住宅の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第20章 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居」の定めるところによる。(P207)

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第20章 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営」の定めるところによる。(P207)

第5節 住宅の応急修理

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第20章 第5節 住宅の応急修理」の定めるところによる。(P208)

第6節 障害物の除去

詳細については、風水害等災害対策計画「第3編 第20章 第6節 障害物の除去」の定めるところによる。(P209)

第16章 学校における対策

■ 基本方針

○ 災害のため、児童生徒に対して平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については県及び市教育委員会が、教科書・学用品等の給与については市長が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1 週間	復旧対応期
	○気象警報等の把握・侵	云達		
	○臨時休業等の措置	○教育施設の確保		
+	○避難の実施	○教職員の確保		
市		○広報・周知活動	動の実施	
		○学用品(の支給	
		○応援の要求		
○ 県	○気象警報等の把握・危	云達		
(管理者)	○臨時休業等の措置	○教育施設の確保		
者校	○避難の実施	○教職員の確保		
設 置 者		○広報・周知活動	動の実施	
者		○応援の要求		

■ 主な機関の措置

- 工で成因の1		
区分	機関名	主な措置
第1節	市立、県立・学校	1(1) 津波警報等の把握・伝達
津波警報等の伝	設置者 (管理者)	1(2) 臨時休業等の措置
達、臨時休業及び		1(3) 避難等
避難等の措置		
第2節	市立、県立・学校	1(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施
教育施設及び教職	設置者 (管理者)	1(2) 教職員の確保
員の確保		
第3節	市立、県立・学校	広報・周知活動の実施
応急な教育活動に	設置者 (管理者)	
ついての広報		
第4節	市	1(1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与
教科書・学用品等		1(2) 他市町村又は県に対する応援要請
の給与		

第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 市及び県立学校設置者(管理者)における措置

(1) 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校等

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校等

津波警報等は、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達される ので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合に は、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校等

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により県立学校 管理規則等に基づき校長が行う。休校措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告 する。

イ 市立学校等

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。ただし、 各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた 基準によるものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市及び県立学校設置者(管理者)における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

市教育委員会は、教育施設の被災、若しくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより、授業等が長時間にわたって中断することを避けるため次の措置を講ずる。

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが、校舎等の一部が使用可能な場合 使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。 なお、一斉に授業ができない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業 を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用が困難な場合

市内の公民館、コミュニティセンター等あるいは近隣の学校校舎等を借用し授業等を実施する。

エ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保はイ及びウに準ずるものとする。また、校舎等での避難 生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議し、授業 の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、仮校舎を応急に設置し授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

市教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を有するため児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添っていくものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障がある時は、他の教育機関の了承を得て他校教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を図る。

また、市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

1 市及び県立学校設置者(管理者)における措置

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童生徒及び保護者等へ 周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立小・中学校等の児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について (平成22年3月26日21教総第947号)」別紙様式6により、速やかに(7日以内)県教育 委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

基本方針については、風水害等災害対策計画 第4編 第1章 2「基本方針」の定めるところによる。(P216)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P216)
復興計画等の策定		
第2節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P216)
職員派遣要請		

第1節 復興計画等の策定

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第1章 第1節 復興計画等の策定」の定めるところによる。(P216)

第2節 職員派遣要請

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第1章 第2節 職員派遣要請」の定める ところによる。(P216)

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

基本方針については、風水害等災害対策計画 第4編 第2章「基本方針」の定めるところによる。(P218)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	各施設管	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P218)
公共施設災害復旧	理者	
事業		
第2節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P219)
激甚災害の指定		
第3節	県警察	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P220)
暴力団等への対策	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P221)

第1節 公共施設災害復旧事業

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第2章 第1節 公共施設災害復旧事業」 の定めるところによる。(P218)

第2節 激甚災害の指定

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第2章 第2節 激甚災害の指定」の定めるところによる。(P219)

第3節 暴力団等への対策

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第2章 第3節 暴力団等への対策」の定めるところによる。(P220)

第3章 災害廃棄物処理対策

■ 基本方針

基本方針については、風水害等災害対策計画 第4編 第3章「基本方針」の定めるところによる。(P222)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P222)
災害廃棄物処理対		
策		

第1節 災害廃棄物処理対策

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第3章 第1節 災害廃棄物処理対策」の 定めるところによる。(P222)

第4章 震災復興都市計画の手続き

■ 基本方針

○ 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、 緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画 法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事 業を進める。(手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。)

■ 主な機関の措置

区分	機関名		主な措置
第1節	市	1(1)	市街地の被災状況把握
第一次建築制限		1(2)	建築基準法第84条の区域(案)の作成及び県
			への申出
		1(3)	市都市復興基本方針の策定と公表
第2節	市	1	市都市復興基本計画(骨子案)の策定と
第二次建築制限			公表
		2	被災市街地復興推進地域の都市計画決定
第3節	市、県	1	市都市復興基本計画(都市復興マスタープラ
復興都市計画事業			ン)の策定と公表
の都市計画決定		2	復興都市計画事業の都市計画決定

第1節 第一次建築制限

1 市における措置

緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。

- (1) 市街地の被害状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、愛知県知事は、建築基準法第84条の区域(災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。)を定める。

(1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。

- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成される恐れがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表

市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した 基本計画(骨子案)を策定する。県都市復興基本計画(骨子案)は、市都市復興基本計画(骨 子案)に先立ち、策定と公表をする。

基本計画(骨子案)は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間(災害の発生した日から最長2年以内の日まで)、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画(都市復興マスタープラン)を策定・公表する。

市は都市復興基本計画(骨子案)の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討 状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏ま えるものとする

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や 市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、 被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか(被災後6ヶ月を目途)に行うこととする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

基本方針については、風水害等災害対策計画 第4編 第4章「基本方針」の定めるところによる。(P224)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる(P224)
罹災証明書の交付		
等		
第2節	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる(P225)
被災者への経済的	被災者生活再建	
支援等	支援法人(公益	
	財団法人都道府	
	県会館)	
	日本赤十字社愛	風水害等災害対策計画の定めるところによる(P225)
	知県支部	
	県社会福祉協議	風水害等災害対策計画の定めるところによる(P225)
	会	
第3節	市	風水害等災害対策計画の定めるところによる(P226)
住宅対策		

第1節 罹災証明書の交付等

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第4章 第1節 罹災証明書の交付等」の 定めるところによる。(P224)

第2節 被災者への経済的支援等

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第4章 第2節 被災者への経済的支援等」 の定めるところによる。(P225)

第3節 住宅等対策

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第4章 第3節 住宅対策」の定めるところによる。(P226)

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

基本方針については、風水害等災害対策計画 第4編 第5章「基本方針」の定めるところによる。(P227)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P227)
商工業の再建支援		
第2節	市、県	風水害等災害対策計画の定めるところによる (P227)
農林水産業の再建		
支援		

第1節 商工業の再建支援

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第5章 第1節 商工業の再建支援」の定めるところによる。(P227)

第2節 農林水産業の再建支援

詳細については、風水害等災害対策計画「第4編 第5章 第2節 農林水産業の再建支援」 の定めるところによる。(P227)

第5編 東海地震に関する事前対策

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

なお、この地震防災応急対策は、大震法第6条第2項に基づく強化地域に関する地震防災強化 計画の中核を成すものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、第2編「災害予防」において定める。

地震発生後は、第3編「災害応急対策」の定めるところにより、対処する。

第2節 東海地震に関連する情報

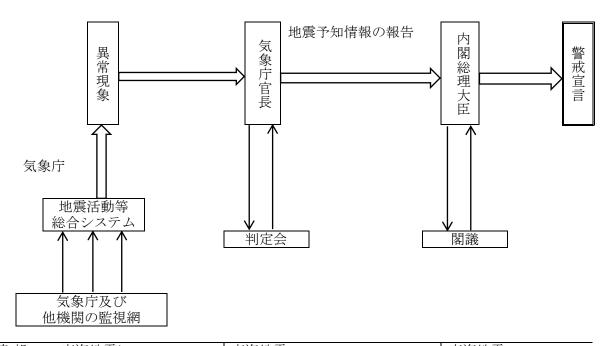
1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、次のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・ 黄・青の「カラーレベル」で示される。

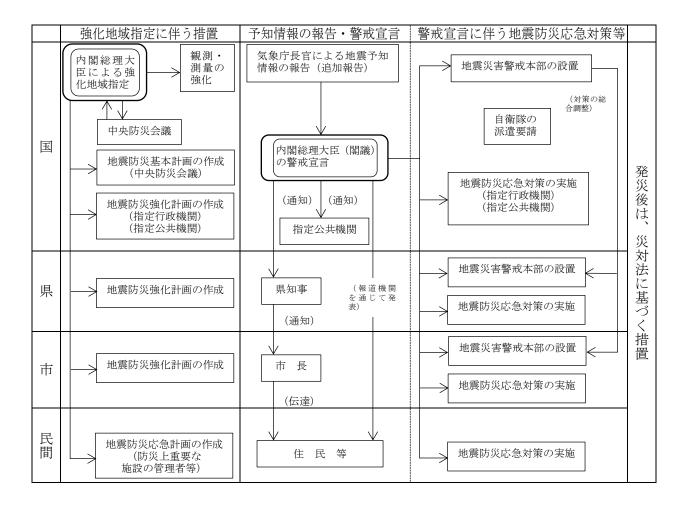
種類		内容等	防災対応
東海地震予知情報	東海地震	まが発生するおそれがあると認められた場合に	警戒宣言の周知
	発表され	เる。	地震災害警戒本部設置
カラーレベル赤	また、東	(海地震発生のおそれがなくなったと認められ)	地震防災応急対策
	た場合に	こは、その旨が本情報で発表される。	
東海地震注意情報	東海地震	この前兆現象の可能性が高まったと認められた!	準備行動の実施
	場合に発	き表される。また、東海地震発生のおそれがな	住民への広報
カラーレベル黄	くなったと認められた場合には、その旨が本情報で発		
	表される	· >	
東海地震に関連	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測さ	情報収集連絡体制
する調査情報		れた場合、その変化の原因についての調査の	
		状況が発表される。	
カラーレベル青	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が	
		発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



情報の 東海地震に 流れ 関連する調査情報 [カラーレベル青] 東海地震 注意情報 [カラーレベル黄] 東海地震 予知情報 [カラーレベル赤]

3 大震法による措置の体系



第2章 地震災害警戒本部の設置等

■ 基本方針

- 気象庁より東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急 参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、県及び強化地域の市町村は地震災害警戒本部を、また、強化地域外の市町村及びその他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報(東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報)の内容、その他これらに関連する情報(以下「東海地震に関連する情報等」という。)、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	1(1) 市警戒本部の設置、廃止等
地震災害警戒本部		1(2) 市警戒本部の組織及び運営
の設置等		1(3) 市の地震防災応急対策要員の参集
	その他の防災関係	2(1) 東海地震注意情報発表時における必要な職員
	機関	の参集や連絡体制の確保
		2(2) 警戒宣言発令時における地震災害警戒本部に
		準じた組織の設置
第2節	防災関係機関(市	1 警戒宣言等の伝達
警戒宣言発令時等	含む)	
の情報伝達		
第3節	市	1 問い合わせ窓口等の体制整備
警戒宣言発令時等		
の広報		
第4節	防災関係機関(市	1 情報収集及び関係機関に対する情報伝達等
警戒宣言後の避難	含む)	
状況等に関する情		
報の収集、伝達等		

第1節 地震災害警戒本部の設置等

1 市における措置

(1) 市長は、警戒宣言が発せられた場合には直ちに市地震災害警戒本部(以下「市警戒本部」という。)を設置するものとし、災対法第23条第1項に基づく災害対策本部が設置された場合は、市警戒本部は自動的に廃止される。また、大震法第9条第3項に基づく警戒宣言解除があったときは、市警戒本部を速やかに廃止するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、第一非常配備の初動体制をとり、市警戒本部の設置準備を行う。

(2) 市警戒本部の組織及び運営 市警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、あま市地震災害警戒本部条例の定 めるところによる。

附属資料 あま市地震災害警戒本部条例

(3) 市の地震防災応急対策要員の参集 市は、次のとおり職員に参集を命ずるものとする。

指示の時期	配備体制
東海地震注意情報が発表されたとき、又は東海地震	第1非常配備初動体制又は第2非常配備
予知情報が発せられたとき	

2 その他防災関係機関における措置

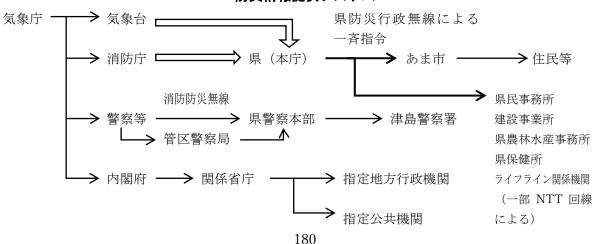
- (1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、県内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言発令時の情報伝達

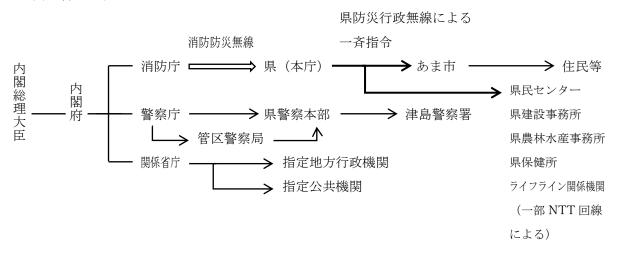
1 警戒宣言等の伝達系統

(1) 東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時))

防災情報提供システム



(2) 警戒宣言時



2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、第3編第3章第2節 「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

3 市の内部伝達、住民等への伝達

(1) 市の内部伝達、住民等への伝達

市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、グループウェア、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達・動員方法については、あらかじめ定めた非常連絡網により電話・緊急メール等により行う。

また、住民等に対しては、市公式 Web サイト、広報車、区長等を通じて周知を図る。

[東海地震注意情報が発表されたときの呼びかけ例文]

住民の皆さま、あま市長の○○○です。

本日、〇時〇分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、市においては、職員の緊急参集と地震災害警戒本部の開設準備を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

住民の皆さまにあっては、今後の情報に十分注意しつつ、市からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。

当面、鉄道等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。 また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対 応していただきますようお願いします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力お願いします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止す

ることになりますので、注意情報の間に、お早めに帰宅に心がけていただきますようお願いします。

また、警戒宣言が発せられると、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

[内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文]

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度 6 弱以上、その隣接地域では震度 5 強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災 応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ、ラジオに 注意してください。

年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第3節 警戒宣言発令時の広報

1 市における措置

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に市域周辺の震度の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な行動の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から住民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況

- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 市民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- 10 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

[市長から住民への呼びかけ例文]

住民の皆さん、あま市長の○○○でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前(午後)○時○分、東海地震 の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、あま市内では震度6弱以上の地震になると予想されますので、十 分警戒してください。

既に、市を始め防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりま すが、住民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。 まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、テレビ、 ラジオや市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防な どの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

住民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと念願し、ただ今、全力を 傾注しています。

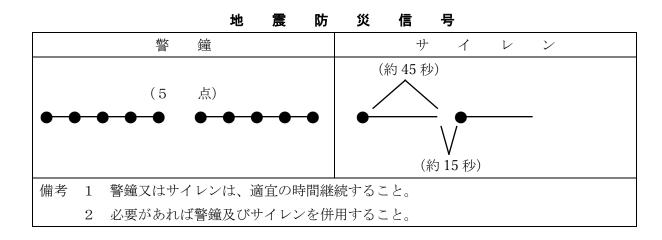
また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて、 落ち着いて万全の対策をお願いします。

3 広報手段等

広報は、西尾張CATV株式会社の協力を得てテレビ放送を行うほか、地震防災信号、広報 車、市公式 Web サイト又は自主防災会等を通じて行う。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害 多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放 送など様々な広報手段を活用して行う。

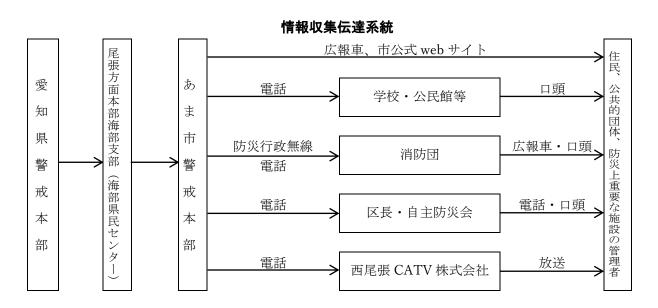




第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統

市における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び市警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行う。



2 報告事項・時期

- (1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(速報用) (様式1)」により県に報告する。
 - ア 報告事項は、次の事項とする。
 - ① 東海地震予知情報の伝達(選択:1完了、2半数以上、3半数未満)
 - ② 地域住民の避難状況(選択:1必要なし、2必要あり(ア完了、イ実施中、ウ未実施))

- ③ 消防・浸水対策活動(選択:1必要なし、2必要あり(ア完了、イ実施中、ウ未実施))
- ④ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護(選択:1必要なし、2必要あり(ア 完了、イ実施中、ウ未実施))
- ⑤ 施設・設備の整備及び点検(選択:1必要なし、2必要あり(ア完了、イ実施中、ウ 未実施))
- ⑥ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持(選択:1必要なし、2必要あり(ア 完了、イ実施中、ウ未実施))
- ⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保(選択:1必要なし、2必要あり(ア完了、イ実施中、ウ未実施))
- ⑧ 緊急輸送の確保(選択:1必要なし、2必要あり(ア完了、イ実施中、ウ未実施))
- ⑨ 地震災害警戒本部 (災害対策本部) の設置 (選択:1設置、2準備中、3未設置)
- ⑩対策要員の確保(選択:1完了、2半数以上、3半数未満)
- (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式2)」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。
 - ア 報告事項は、次の事項とする。
 - ① 避難の経過(「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」)
 - ② 避難の完了(「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」)
 - ③ 東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示
 - ④ 消防、水防その他応急措置
 - ⑤ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
 - ⑥ 施設・設備の整備及び点検
 - ⑦ 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
 - ⑧ 緊急輸送の確保
 - ⑨ 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
 - ⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

- ①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに報告する。
- ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに報告する。
- ③から⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次報告する。
- (3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。
- 様式 避難・地震防災応急対策の実施状況(速報用)(様式第51号)
 - 避難・地震防災応急対策の実施状況報告 (様式第52号)

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■ 基本方針

○ 市は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	1(1) 主要食糧等の確保
主要食糧、医薬品		1(2) 医療品等の確保
等の確保		
第2節	市	1(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備
災害応急対策等に		1(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備
必要な資機材及び		1(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人
人員の配備		員の配備
		1⑷ 防疫活動確保用の資機材・人員の配備
		1(5) 医療救護用の資機材・人員の配備
	水道事業者等	3(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者
	鉄道事業者	4(1) 応急復旧用資機材・機器の所在等確認
		4(2) 必要により応急復旧体制の確立
	中部電力株式会社	5(1) 車両・資機材等の整備・確保
		5(2) 対策要員の確保
	ガス事業会社	6(1) 車両・資機材等の整備・確保
		6(2) 対策要員の確保
	電気通信事業者、	7(1) 復旧用資機材、車両の確保等
	移動通信事業者	7(2) 応急復旧体制の確立
	日本赤十字社愛知	8 救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備、
	県支部	血液製剤の確保及び供給準備
	一般社団法人海部	9 医療救護班等の準備体制の確立
	医師会、海部歯科	
	医師会	

第1節 主要食糧、医薬品等の確保

1 市における措置

(1) 主要食糧等の確保

市が保有する備蓄食糧の放出準備等の必要な措置をとるとともに、市内商工業者等の応援を求めて、主要食糧と合わせて副食物、食器類、調理器具等の調達に努め、食糧を確保する。

附属資料 主食等の備蓄状況

(2) 医薬品等の確保

市は、地震発生に備え、医薬品等の備蓄、調達に努めるものとする。

2 愛知県赤十字血液センターにおける措置

日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)は、東海地震注意情報の発表に伴い、 血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保する ため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、浸水対策用資機材の所在を確認するとともに、状況によっては市内商工業者等の応援を求めて必要な浸水対策用資機材を確保する。それでもなお不足を生じる緊急事態に際しては、県へ応援を要請し、必要な浸水対策用資機材を確保する。

また、市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるとともに、海部地区水防事務組合や各土地改良区等と連絡・連携体制を整えるものとする。

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

海部地区環境事務組合及び五条広域事務組合は、地震等災害が発生した場合に備えて、 速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼動できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図 る。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、 必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確 保を図る。

附属資料 し尿処理施設

ごみ処理施設

(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとる。

附属資料 防疫用資機材の保有状況

(5) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

2 県における措置

- (1) 県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制標示板等を必要箇所に設置するものとする。
- (2) 県は、市からの応援要請に対応するため、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成・派遣の準備を行う。

3 水道事業者等における措置

(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者等と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

附属資料 あま市指定給水装置工事事業者一覧 給水用資機材保有状況

(2) 下水道管理者

下水道管理者(市及び県)は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、 発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

4 鉄道事業者における措置

鉄道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、概ね次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。
- (2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

5 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

6 ガス事業会社における措置

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

7 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置

(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた 場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、 車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

附属資料 あま市防災行政用無線局一覧

(2) 市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的 確に実施するため、あらかじめ各庁舎、消防団等に配備している防災行政用無線等の整備・ 確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。

8 日本赤十字社愛知県支部における措置

日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

9 医師会及び歯科医師会における措置

一般社団法人海部医師会及び海部歯科医師会は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地 震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制をとる。

第4章 発災に備えた直前対策

■ 基本方針

○ 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関、地域住民等と一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。 なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主か機関の措置

■ 王な機関の措			
区 分	機関名		主な措置
第1節	市	1(1)	避難対象地区の周知
避難対策		1(2)	屋内避難所の耐震性の確保
		1(3)	避難の勧告等
		1(4)	避難生活に必須である物資の支給に係る周知
		1(5)	屋外における避難生活の運営
		1(6)	徒歩による避難の誘導
		1(7)	要配慮者に対する支援・配慮
		1(8)	出張者、旅行者等の対応
	県警察	2(1)	避難の際における警告、指示等
		2(2)	避難の指示
	学校	3(1)	児童生徒等の安全確保
		3(2)	実態に即した具体的な対応方法の決定
		3(3)	児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周
			知
		3(4)	施設整備に対する安全点検
第2節	市	1(1)	正確な情報の収集及び伝達
消防、浸水等対策		1(2)	水災等の防除のための警戒
		1(3)	火災発生の防止、初期消火についての住民へ
			の広報
		1(4)	自主防災組織等の防災活動に対する指導
		1(5)	地震防災応急計画の実施の指導
		1(6)	迅速な救急救助のための体制確保
		1(7)	監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通
			知
		1(8)	水防資機材の点検、整備、配備
第3節	県警察	1(1)	混乱防止の措置
社会秩序の維持対		1(2)	不法事案に対する措置
策		1(3)	避難に伴う措置
		1(4)	自主防災活動に対する支援

第4節	県警察	1 交通規制による道路交通の確保
道路交通対策	県、県公安委員会、	2 警戒宣言時の交通規制等に関する事前の情報
	道路管理者	 提供及び運転者のとるべき措置の周知徹底
第5節	鉄道事業者	1(1) 東海地震注意情報発表時
鉄道		アの平常運行及び輸送力増強
		イが客への速やかな帰宅の案内等
		1(2) 警戒宣言発令時
		アの強化地域進入禁止等
		イ 旅客への情報伝達及び列車の運行情報等の
		案内
第6節	路線バス事業者	乗客等の安全確保のため、原則として、強化地域
バス		において次の措置を講ずる。
		1(1) 危険箇所、避難場所の調査及び従業員への周
		知徹底
		1(2) 警戒宣言発令時等の情報収集・伝達経路の決
		定
		1(3) 乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等
		(東海地震注意情報発表)
		1(4) 車両の運行中止及び旅客に対する避難場所の
		教示 (警戒宣言発令)
		1(5) 車両の営業所への回送
		1(6) 滞留旅客に対する情報提供及び最寄避難場
		所、運行中止措置の案内・広報
第7節	市、水道事業者	1(1) 配水池の水位確保等配水操作
飲料水、電気、ガ		1(2) 自己水源を最大限に活用した送水
ス、通信及び放送		1(3) 県(企業庁)に緊急増加受水の要請(県営水道
関係		受水団体)
	中部電力株式会社	2(1) 電力施設の特別巡視、特別点検等の予防措置
		2(2) 電力の緊急融通体制の確認
	Long L. 22 — La Mic A. Li	2(3) 電気の安全措置に関する広報
	都市ガス事業会社	3(1) ガス供給の継続
		3(2) ガスの安全措置に関する広報
		3(3) 本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対す
		る帰宅等の要請
		3(4) ガス工作物の巡視・点検
		3(5) 工事等の中断

	一般社団法人愛知 県LPガス協会	4 LPガスの具体的な安全措置に関する広報
	通信事業者	5(1) 地震防災応急対策等に関する広報
	(2) T 7 / K I	5(2) 通信の利用制限等の措置
		5(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用
		 5(4) 建物、施設等の巡視と点検
		5(5) 工事中の施設に対する安全措置
	日本放送協会名古	6(1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力
	屋放送局	6(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした
		緊急警報放送等
		6(3) 外国人、視覚障害者等への配慮
第8節	市	1(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に
生活必需品の確保		係る要請
		1(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請
		1(3) 各家庭における1週間分程度の飲料水、食料
		等の備蓄についての周知徹底(平常時から)
第9節	東海財務局、日本	1(1) 預金取扱金融機関への措置
金融対策	銀行名古屋支店	1(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置
		1(3) 証券会社等への措置
第 10 節	日本郵便株式会社	1(1) 強化地域内
郵便事業対策		ア 業務の取扱い停止
		イ 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等の局前
		等掲示
		ウ 屋外業務従事者の帰局
		エ 一時的避難場所として使用される場合、避
		難者の安全確保
		1(2) 強化地域外
		平常窓口業務
第 11 節	病院、診療所	1(1) 院内放送等による職員、入院・外来患者等に
病院、診療所		対する情報提供等(東海地震注意情報発表)
		1(2) 強化地域内の病院・診療所の原則、外来診療
		中止(警戒宣言発令)ただし、耐震性を有す
		るなど安全性が確保されている場合は、診療
		継続可
		1(3) 災害拠点病院の外来診療を原則縮小(警戒宣
		言発令)ただし、救急外来、投薬外来(簡単
		な問診等での投薬外来)を除く

第 12 節	百貨店等	強化地域内の百貨店等は、原則、営業中止(警戒
百貨店等		宣言発令)ただし、耐震性を有するなど安全性が確
		保されている場合は、営業継続可
第 13 節	市、関係機関	1(1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリ
緊急輸送		ポート等の確保
		1(2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡
		手段の事前決定
第 14 節	市、関係機関	1(1) 交通機関の措置
警戒宣言発令時の		2(2) 事業所等の措置
帰宅困難者·滞留		
旅客対策		

第1節 避難対策

1 市における措置

本市は、市全域が起伏のほとんどない平坦地であり、がけ地崩壊危険地域等の災害危険箇所はないため、警戒宣言時に避難の勧告又は指示を行う地区は指定しないが、警戒宣言が発せられた場合、地震発生後の火災等からの避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置をとるように努める。

(1) 避難対象地区の周知

市は、あらかじめパンフレット、市公式 Web サイト等により、警戒宣言発令時にとるべき 安全確保対策、また想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注 意事項を、住民等に対して周知徹底を図る。

(2) 屋内避難所の耐震性の確保

市は、屋内避難所に指定している建物については、耐震診断を実施し、診断結果に基づき耐震補強を行うなど、施設の耐震性の確保を図る。

(3) 避難の勧告等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧告、又は指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(4) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知する。

(5) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の 保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できる。

(6) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地

区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(7) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

なお、避難に当たり、他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち市が管理する施設 については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム(案内用図記号)による伝達ができるように配慮する。

(8) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整してお く。

2 県警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

3 学校における措置

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒の安全を確保するため、強化地域内外においては、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 児童生徒が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に 基づき速やかに下校させる。
- イ 児童生徒が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅する よう指導する。

ウ 児童生徒が在宅中の場合には、休校として、児童生徒は登校させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した 具体的な対応方法を定めておくものとする。

- (3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知 東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護 者、その他関係者に周知しておくものとする。
- (4) 施設整備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第2節 消防、浸水等対策

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、海部東部消防組合消防本部と連携して、出火及び混乱の 防止等に関して講ずる措置として次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報 が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

また、市は、警戒宣言が発せられた場合、海部地区水防事務組合と連携して、浸水防止等に関して講ずる措置として次の事項を重点として推進するとともに、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災等の防除のための警戒
- (3) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- (4) 自主防災会等の防災活動に対する指導
- (5) 地震防災応急計画の実施の指導
- (6) 迅速な救急救助のための体制確保
- (7) 消防資機材の点検、整備、配備
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (9) 水防資機材の点検、整備、配備

第3節 社会秩序の維持対策

1 県警察における措置

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止する

ため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、次の警備活動を重点として推進する。

(1) 混乱防止の措置

- ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数 の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行 うものとする。
- イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混 乱の防止を図るものとする。
- (2) 不法事案に対する措置
 - ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締 りを行うものとする。
 - イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。
- (3) 避難に伴う措置
 - 避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。
- (4) 自主防災活動に対する支援 自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。
- (5) 警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進を行う。
- (6) 警戒宣言及び東海地震に関連する情報等の伝達に対する協力を行う。
- (7) 警察広報を行う。
- (8) 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- (9) 危険箇所、重要施設等の警戒を行う。
- (10) 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進を行う。
- 11) 避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- (13) 交通秩序を維持する。
- (14) 他の機関が行う応急対策等に対して協力する。
- (15) 緊急輸送車両の確認を行う。

第4節 道路交通対策

1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。

このため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施 し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図る ものとする。

(1) 道路交通規制の基本方針

ア 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域 への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限 しない。

- イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。
- ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、 大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物 資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するた め、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 第1次

a 強化地域規制

主要な高速道路等の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及 び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限するIC
東名阪自動車道	県内全IC
名古屋第二環状自動車道	全IC
名古屋高速道路	一宮線全IC、小牧線小牧北IC及び小牧南ICを除く全IC

b 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、主要箇所において必要な規制等を行う。

(4) 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

広域交通規制道路

高速道路	名古屋高速道路
	名古屋第二環状自動車道

広域交通検問所

名称	住所	道路名
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行及び指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

- (4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置
 - ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路 へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。
 - イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。
 - ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を 行い、状況により必要な措置を講ずる。
- (5) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置 強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線について も、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留するこ ととなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。
- (6) 緊急輸送車両の確認
 - ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、風水害等災害対策計 画編第3編第7章第1節「道路交通規制等」で定める「緊急輸送車両等届出書」を、県又 は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、緊急通行車両確認証明 書及び標章を交付する。

2 県、県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、次に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず 道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は

閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・ 災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

なお、鉄道事業者は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時には、列車、旅客等の安全 を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

1 鉄道事業者における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (7) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
- (4) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができる限り早く帰宅できるように輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
- (4) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察 官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (7) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、 あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
- (4) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

- (7) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (4) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第6節 バス

1 路線バス事業者における措置

路線バス事業者は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時におけるバス及び乗客等の 安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言発令時には車両の運行を中止する旨を伝え、 速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け 安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の 案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 市及び水道事業者における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 水源の確保
 - ア 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないよう、配水池の水位確保 等配水操作に十分留意する。
 - イ 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。
 - ウ 緊急貯水不足にならないよう、直ちに県に緊急増加受水の要請を行い、水源の確保をする。
- (2) 緊急体制の確立
 - ア 被害情報収集

東海地震注意情報が発表された段階から、発災による被害程度を把握できる体制を確立 しておくものとする。

イ 給水体制の確立

発災に備え、給水の体制を確立しておくものとする。

2 中部電力株式会社おける措置

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・ 冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置 を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及び Web サイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全 措置に関する広報を行う。

3 都市ガス事業会社における措置

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震 防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注 意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物

の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

5 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

- ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- イ 配達状況
- ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況
- エ 西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況
- オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法
- カ その他必要とする事項
- (2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

6 日本放送協会名古屋放送局における措置

(1) 防災組織の整備及び県・市との協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県および市と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

(3) 外国人、視覚障がい者等への配慮 放送にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第8節 生活必需品の確保

1 市における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、県等と連携して食糧等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

市内の生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも営業の要請に努めるとともに、必要な物資の輸送についての対策を講じるものとする。

(3) 家庭内備蓄

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食糧等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食糧を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、市は、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

第9節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

また、農業協同組合系の金融機関については、県が、関係機関と緊密な連携をとりつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

- (1) 本市に営業所を置く民間金融機関の措置
 - ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金 (総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭 の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せ て、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配 慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に 極力支障をきたさないような措置を講ずる。

- イ 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を取引者に周 知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を 新聞やWeb サイトに掲載することによる。
- ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な 遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

- エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。
- オ 発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員 の配置等についての適切な応急措置を講ずる。
- カ その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。
- (2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

本市に営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者は、警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとる。

- ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止する。
- イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの 店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載すること による。
- ウ 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期 保険業者の円滑な遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。
- エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行う。
- (3) 証券会社等の措置

本市に営業所又は事務所を置く証券会社等は、警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとる。

- ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口における業務を停止する。
- イ 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの

店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。

- ウ 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の証券会社等の円滑な遂 行を期すため、窓口業務の開始・再開は行わない。
- エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行う。
- オ 発災後の証券会社等業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保 並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。
- カ その他、地域の投資家保護に十分配慮する。

第10節 郵便事業対策

1 日本郵便株式会社における措置

- (1) 強化地域内の郵便局の措置
 - ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
 - イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便 局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等 に掲示するものとする。
 - ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに 郵便局に戻るものとする。
 - エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的 避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、 高齢者等の要配慮者に十分配慮する。
- (2) 強化地域外の支店の措置 原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第11節 病院、診療所

1 病院、診療所における措置

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。
- (3) 災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来(簡単な問診等での投薬外来)を除き、外来診療を原則縮小する。

第12節 百貨店等

警戒宣言が発せられた場合、百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第13節 緊急輸送

1 市、県及び関係機関における措置

- (1) 市は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

附属資料 市内緊急時へリポート可能場所一覧

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

3 緊急輸送の方針

(1) 緊急輸送は、市等関係機関が保有する車両等を動員し、又は関係業者等の保有車両を調達し、必要最小限の範囲で実施するものとする。

実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう、あらかじめ緊急輸送関係機関及び実 施機関と連携協力体制を十分整備するものとする。

(2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市警戒本部において必要な調整を行うものとする。

附属資料 市有自動車保有状況

4 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、第2編 第2章 第2節 (2)「緊急輸送道路の指定」で 定める道路とする。

5 緊急輸送車両の事前届出及び確認

市は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

なお、緊急輸送車両の事前届出方法は、風水害等災害対策計画編「第3編第7章 交通の確保・緊急輸送対策」の定めるところによる(P148)。また、大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、風水害等災害対策計画編「第3編第7章第1節2(5)緊急通行車両の確認等」の定めるところによる(P152)。

6 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

1 市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等、 帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客 の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食糧等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

(1) 交通機関の措置

交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。

(2) 事業所等の措置

事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

■ 基本方針

○ 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入りする施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。
道路		1(1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべ
		き措置の伝達
		1(2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止
		め箇所の把握
		1(3) 工事の中断等
		1(4) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握
		1(5) 県警察、市町村、その他関係機関との連携協
		力による必要な措置
第2節	市	1(1) 東海地震注意情報が発表された段階からの河
河川		川施設の緊急点検及び巡察
第3節	市	1(1) 一般的事項
不特定かつ多数の		ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置
者が出入りする施		イーその他の措置
設		

第1節 道路

1 市における措置

予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩落、路面のき裂、沈下、橋りょうの 損壊等が想定される。

このため、市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

(1) 市公式 Web サイト等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合においても、市公式 Web サイト等により、その内容を伝達するものとする。

(2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。

- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (5) 県、津島警察署その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第2節 河川

東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する河川施設の緊急点検及び巡視を実施 して状況を把握し、必要に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は、工 事の中断等の措置を講ずる。

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

1 市における措置

市が管理する庁舎、住民が利用する施設、学校、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

- (1) 一般的事項
 - ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置
 - (ア) 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合 庁舎、住民が利用する施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地 震に関連する調査情報(臨時)の伝達に努める。
 - (4) 東海地震注意情報が発表された場合
 - a 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として庁舎からの退避を促す。

b 住民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた 場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達す とともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

- (対) 警戒宣言が発せられた場合(東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。)
 - a 庁舎

庁舎への来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するととも に、庁舎からの退避を誘導し、原則として窓口業務を停止する。

b 住民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、 施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

イ その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備える とともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体 制を整えるものとする。

- (7) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (ウ) 受水槽等への緊急貯水
- (エ) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (オ) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の 点検等の体制

2 学校

(1) 小・中学校においては、本編 第4章 第1節 3「学校における措置」の定めるところ による。(P187)

なお、当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を 講じるものとする。

3 病院

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
 - ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。
 - イ 診療は継続する。
 - ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合
 - ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。
 - イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

4 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

防災上重要な施設設備等について警戒宣言発令時における点検整備について定め、地震防災 応急対策の円滑な実施を確保する。また、市地震災害警戒本部は本部員室の安全点検及び障害 物の除去等おおむね次の事項を実施する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- (2) 無線通信等通信手段の確保

第5節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全 対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

■ 基本方針

○ 市、防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要が ある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、 他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節	市	1(1) 協定締結先からの応援要請
防災関係機関に対		1(2) 相互応援協定の促進
する応援要請等		1(3) 連絡・受入体制の確保
		1(4) 費用の負担方法
第2節	市	1(1) 自衛隊の派遣要請
自衛隊の地震防災		1(2) 関係部隊等との連絡調整
派遣		

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

1 市における措置

(1) 協定締結先からの応援要請

市は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、応援協定締結先から必要な機材等を確保する。

(2) 相互応援協定の促進

市は、地震防災応急対策が的確かつ円滑に実施できるよう、防災関係機関・関係団体とあらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

(3) 連絡・受入体制の確保

市は、災害が発生し、他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

(4) 費用の負担方法

他市町村から本市に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条に定める方法による。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 市における措置

(1) 自衛隊の派遣要請

あま市災害対策本部長は、警戒宣言が発令された場合において、地震防災応急対策を迅速

地震・津波災害対策計画 第5編 東海地震に関する事前対策 第6章 他機関に対する応援要請

かつ的確に実施するため自衛隊の支援の必要があると認めるときは、県地震災害警戒本部長に対し次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項
- (2) 関係部隊等との連絡調整

あま市災害対策本部長は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部 に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

2 部隊受入の及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、風水害等災害対策計画第3編第4章第3節5「災害派遣要請等手続系統」及び6「災害派遣部隊の受入れ」に準ずるものとする。

第7章 住民の取るべき措置

■ 基本方針

○ 警戒宣言が発せられた場合、住民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、 地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

■ 主な機関の措置

区 分	主な措置
第1節	(1) 正確な情報の収集
家庭においてとるべき措置	(2) 警戒宣言発令時にかかる市の指示に従った避難
	(3) 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及
	び実施
	(4) 身の安全を確保することができる場所の確保
	(5) 火の使用の自粛
	(6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置
	(7) 消火用具の準備・確認及び緊急用の水の確保
	(8) 身軽で安全な服装へ着替え
	(10) 脱出口の確保及び避難場所・避難路等の確認
	(11) 自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保
Att o Att	(12) 自動車や電話の使用自粛
第2節	(1) 防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定
職場においてとるべき措置	及び実施
	(2) 身の安全を確保できる場所の確保
	(3) 火の使用の自粛
	(4) 消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検
	(5) 職場の自衛消防組織の出動体制の整備
	(6) 重要書類等、非常持出品の確認
	(7) 職場の条件等に応じた安全な場所での待機
	(8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者
	の安全確保
	(9) 正確な情報の把握及び職場内の伝達
	(10) 近くの職場同士の協力
	(11) マイカーによる出勤、帰宅等の自粛及び危険物車両等の運
	行の自粛

第1節 家庭においてとるべき措置

住民は、家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような措置をとるものとする。

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や海部東部消防組合、警察署などからの情報に注意する。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。

なお、各家庭で食糧、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備 するものとする。

- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかる。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛する(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと)。
- (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとる。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。
- (8) 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意すること)。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を 確認する。
- (10) 万一のときの脱出口を確保する。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくものとする。
- (11) 自主防災組織は、情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛する。

第2節 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できる限りの措置をとる。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置 やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛する。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。

地震・津波災害対策計画 第5編 東海地震に関する事前対策 第7章 住民の取るべき措置

- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。
- (10) 近くの職場同士で協力し合う。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第6編 南海トラフ地震に関する事前対策

第1章 南海トラフ地震に関連する情報

第1節 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、次の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報発表条件	
○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海ト	
ラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始し	
た場合、または調査を継続している場合	
○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な	
地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評	
価された場合	
○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高	
まった状態ではなくなったと評価された場合	
○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合に	
おいて評価した調査結果を発表する場合	

第2節 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の発表に伴う措置

市は、「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表され、気象予警報と同様に愛知県高度情報通信ネットワークにより伝達されたら、次のとおり対応することとする。

- (1) 情報収集及び伝達 適宜必要な情報の収集に努め、市民及び関係機関に対して、必要な情報を伝達する。
- (2) 市民への呼びかけ 市民に対して、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の 取決め及び家庭における備蓄等、日ごろから行っている備えの再確認を呼びかける。
- (3) 情報共有を目的とする会議の開催 必要に応じて、各部等担当課による会議を開催し役所における情報共有を図る。
- (4) 施設等の点検 市が所管する施設のうち、防災上重要な施設や市民利用施設について、必要に応じて点検 及び大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。
- (5) その他

「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の発表後ただちに体制は執らず、気象庁、県から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。